

# 平成19年度 簡易水道事業決算の概況

## 1. 事業数

平成19年度において地方公共団体が経営する簡易水道事業の数は872事業で、前年度（891事業）に比べ19事業減少している。事業数減少の主な原因は、市町村合併や、上水道事業と簡易水道事業の統合によるものである。

経営主体別にみると、県営1事業（香川県）、指定都市営5事業（静岡市、浜松市、京都市、広島市、北九州市）、市営（指定都市営を除く。以下同じ。）303事業、町村営560事業、一部事務組合営等3事業となっている。

地方公営企業法（以下「法」という。）適用事業の数は24事業で、前年度と同数となっている。法非適用事業の数は848事業で、前年度（867事業）に比べ19事業減少している（表－1）。

表－1 経営主体別事業数

経営主体	区分 年 度	法適用事業		法非適用事業		計	
		18	19	18	19	18	19
県 営		1	1	—	—	1	1
指 定 都 市 営		—	—	4	5	4	5
市 営		9	9	300	294	309	303
町 村 営		13	14	560	546	573	560
一部事務組合営等		1	0	3	3	4	3
計		24	24	867	848	891	872

稼働中の事業の数は869事業（法適用事業24事業、法非適用事業845事業）で、前年度の889事業（法適用事業24事業、法非適用事業865事業）に比べ20事業減少しており、また、建設中の事業の数は3事業（法非適用事業のみ）で、前年度の2事業（法非適用事業のみ）に比べ1事業増加している（表－2）。

なお、地方公共団体が経営する上水道事業（用水供給事業を除く。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「水道事業」という。）の数は、2,198事業で、そのうち簡易水道事業の占める割合は39.7%（法適用事業1.1%、法非適用事業38.6%）となっている。

簡易水道事業のうち法適用事業は2.8%となっているが、簡易水道事業は住民生活に密接に関連したサービスを提供するものであり、経営の効率化・健全化に努める必要があるため、経理内容の明確化、透明性の向上等の観点から、法の適用を積極的に検討する必要がある。

## 2. 業務の状況

平成19年度末における簡易水道事業の現在給水人口は4,510千人で前年度（4,697千人）に比べ187千人、4.0%減少している。このうち法適用事業の給水人口は132千人で、前年度（137千人）に比べ5千人、3.6%減少し、また、法非適用事業の給水人口は4,378千人で、前年度（4,560千人）に比べ182千人、4.0%減少している。

表－２ 都道府県別事業数

都道府県	区分	法適用事業		法非適用事業		計	都道府県	区分	法適用事業		法非適用事業		計
		稼働中	建設中	稼働中	建設中				稼働中	建設中	稼働中	建設中	
北海道		6	-	113	2	122	滋賀県		-	-	9	-	9
青森県		-	-	18	-	18	京都府		-	-	19	-	19
岩手県		-	-	21	-	21	大阪府		-	-	1	-	1
宮城県		-	-	7	-	7	兵庫県		-	-	13	-	13
秋田県		-	-	18	-	18	奈良県		-	-	19	-	19
山形県		-	-	19	-	19	和歌山県		-	-	20	-	20
福島県		-	-	38	-	38	鳥取県		-	-	13	-	13
茨城県		-	-	6	-	6	島根県		-	-	21	-	21
栃木県		-	-	8	-	8	岡山県	1	-	16	-	17	
群馬県		2	-	22	-	24	広島県	1	-	10	-	11	
埼玉県		-	-	2	-	2	山口県	1	-	13	-	14	
千葉県		2	-	-	-	2	徳島県	-	-	14	-	14	
東京都		-	-	8	-	8	香川県	3	-	6	-	9	
神奈川県		-	-	3	-	3	愛媛県	2	-	16	-	18	
新潟県		2	-	20	-	22	高知県	-	-	25	-	25	
富山県		1	-	7	-	8	福岡県	-	-	18	-	18	
石川県		-	-	9	-	9	佐賀県	-	-	7	-	7	
福井県		-	-	14	-	14	長崎県	-	-	15	-	15	
山梨県		-	-	27	-	27	熊本県	-	-	30	1	31	
長野県		2	-	53	-	55	大分県	-	-	16	-	16	
岐阜県		-	-	24	-	24	宮崎県	-	-	24	-	24	
静岡県		-	-	17	-	17	鹿児島県	-	-	32	-	32	
愛知県		-	-	8	-	8	沖縄県	1	-	15	-	16	
三重県		-	-	11	-	11	計	24	-	845	3	872	

表－３ 給水人口、普及率及び給水量の推移

項目	年度		増減率	年度		増減率	年度		増減率	年度		増減率
	15	16		17	18		19	20				
行政区域内人口(千人)(A)	25,922	30,732	18.6	36,468	18.7	35,972	△ 1.4	35,113	△ 2.4			
法適用事業(千人)	744	1,584	112.9	1,888	19.2	2,217	17.4	1,661	△ 25.1			
法非適用事業(千人)	25,178	29,148	15.8	34,579	18.6	33,756	△ 2.4	33,452	△ 0.9			
計画給水人口(千人)(B)	6,946	6,769	△ 2.5	6,323	△ 6.6	6,210	△ 1.8	5,988	△ 3.6			
法適用事業(千人)	167	179	7.2	172	△ 3.9	170	△ 1.2	163	△ 4.1			
法非適用事業(千人)	6,778	6,590	△ 2.8	6,151	△ 6.7	6,040	△ 1.8	5,825	△ 3.6			
現在給水人口(千人)(C)	5,331	5,185	△ 2.7	4,817	△ 7.1	4,697	△ 2.5	4,510	△ 4.0			
法適用事業(千人)	134	146	9.0	139	△ 4.8	137	△ 1.4	132	△ 3.6			
法非適用事業(千人)	5,197	5,040	△ 3.0	4,678	△ 7.2	4,560	△ 2.5	4,378	△ 4.0			
普及率(C)/(A)×100(%)	20.6	16.9	-	13.2	-	13.1	-	12.8	-			
法適用事業(%)	18.0	9.2	-	7.4	-	6.2	-	7.9	-			
法非適用事業(%)	20.6	17.3	-	13.5	-	13.5	-	13.1	-			
普及率(C)/(B)×100(%)	76.8	76.6	-	76.2	-	75.6	-	75.3	-			
法適用事業(%)	80.2	81.4	-	80.9	-	80.5	-	80.9	-			
法非適用事業(%)	76.7	76.5	-	76.1	-	75.5	-	75.2	-			
年間総有収水量(千m³)	556,565	545,367	△ 2.0	512,075	△ 6.1	496,712	△ 3.0	482,977	△ 2.8			
法適用事業(千m³)	16,161	17,364	7.4	15,166	△ 12.7	15,344	1.2	15,410	0.4			
法非適用事業(千m³)	540,403	528,002	△ 2.3	496,909	△ 5.9	481,368	△ 3.1	467,567	△ 2.9			
1人1日当たり有収水量(ℓ)	285	288	1.1	291	1.0	290	△ 0.3	293	△ 1.0			
法適用事業(ℓ)	329	326	△ 0.9	299	△ 8.3	307	2.5	319	4.1			
法非適用事業(ℓ)	284	287	1.1	291	1.4	289	△ 0.6	292	0.9			

なお、水道事業の給水人口は124,631千人で、そのうち簡易水道事業の占める割合は3.6%となっている。

平成19年度における年間総有収水量は482,977千 $\text{m}^3$ で、前年度(496,712千 $\text{m}^3$ )に比べ13,735千 $\text{m}^3$ 、2.8%減少している。このうち法適用事業の年間総有収水量は15,410千 $\text{m}^3$ で、前年度(15,344千 $\text{m}^3$ )に比べ66千 $\text{m}^3$ 、0.4%増加しており、また、法非適用事業の年間総有収水量は467,567千 $\text{m}^3$ で、前年度(481,368千 $\text{m}^3$ )に比べ13,801千 $\text{m}^3$ 、2.9%減少している。

平成19年度における給水人口1人当たり1日平均有収水量は293 $\text{l}$ で、前年度(290 $\text{l}$ )に比べ3 $\text{l}$ 、1.0%増加しており、全事業の給水人口1人当たり1日平均有収水量(318 $\text{l}$ )を下回っている。その理由は、簡易水道の給水対象地区が農山漁村、小規模市街地及び集落などで、給水量の大部分が家庭における生活用水であるのに対し、上水道の給水対象地区は、簡易水道よりも都市化が進展している地区で、業務用などの多量需要者を抱えていることによるものであると考えられる。なお、法適用事業の1人当たり1日平均有収水量は319 $\text{l}$ で、前年度(307 $\text{l}$ )に比べ13 $\text{l}$ 、4.1%増加しており、法非適用事業の1人当たり1日平均有収水量は292 $\text{l}$ で、前年度(289 $\text{l}$ )に比べ3 $\text{l}$ 、0.9%増加している(表-3)。

### 3. 経営状況

#### (1) 収益的収支の状況

平成19年度の総収益は1,057億円で、前年度(1,088億円)に比べ、31億円、2.9%減少している。このうち料金収入は743億円で、前年度(757億円)に比べ15億円、1.9%減少しており、総収益の70.3%を占めている。

法適用事業の総収益は41億円で、前年度(36億円)に比べ15.6%増加している。このうち料金収入は28億円で、前年度(25億円)に比べ10.6%増加しており、総収益の66.3%を占めている。

法非適用事業の総収益は1,016億円で、前年度(1,052億円)に比べ37億円、3.5%減少している。このうち料金収入は715億円で、前年度(733億円)に比べ17億円、2.3%減少しており、総収益の70.4%を占めている。

一方、平成19年度の総費用は831億円で、前年度(857億円)に比べ26億円、3.0%減少している。このうち支払利息は265億円で、前年度(276億円)に比べ11億円、4.0%減少しており、総費用の31.9%を占めている。また、人件費は148億円で、前年度(156億円)に比べ7億円、4.8%減少しており、総費用の17.8%を占めている。

法適用事業の総費用は42億円で、前年度(36億円)に比べ15.0%増加している。このうち支払利息は7億円で前年度と同額となっており、総費用の17.7%を占めている。また、人件費は4億円で、前年度(5億円)に比べ6.3%減少しており、総費用の10.1%を占めている。

法非適用事業の総費用は789億円で、前年度(821億円)に比べ31億円、3.8%減少している。このうち支払利息は258億円で、前年度(270億円)に比べ12億円、4.4%減少しており、

総費用の32.7%を占めている。また、人件費は144億円で、前年度(151億円)に比べ7億円、4.7%減少しており、総費用の18.3%を占めている。

総収益と総費用の収支差引(以下「収支差引」という。)では全体で226億円の黒字で、前年度(231億円)に比べ黒字額は5億円、2.3%減少しており、総収支比率は127.2%となっている。

法適用事業の収支差引は△0.3億円で、前年度(△0.4億円)に比べ0.2億円増加しており、総収支比率は99.3%となっている。一方、法非適用事業の収支差引は226億円の黒字で、前年度(232億円)に比べ5億円、2.3%減少しており、総収支比率は128.7%となっている。

(図-1、図-2、表-4)

なお、水道事業の総収益は3兆2,673億円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は3.2%(法適用事業0.1%法非適用事業3.1%)となっている。また、水道事業の総費用は2兆9,807億円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は2.8%(法適用事業0.1%、法非適用事業2.6%)となっている。

## (2) 資本的収支の状況

平成19年度の資本的支出は1,573億円で、前年度(1,530億円)に比べ43億円、2.8%増加している。このうち建設改良費は893億円で、前年度(1,063億円)に比べ170億円、16.0%減少、地方債償還金は673億円で、前年度(459億円)に比べ214億円、46.7%増加しており、補償金免除繰上償還が大きく影響しているものである。なお、建設改良費と地方債償還金で資本的支出の99.6%を占めている。

法適用事業の資本的支出は60億円で、前年度(64億円)に比べ4億円、5.7%減少している。このうち建設改良費は46億円で、前年度(55億円)に比べ9億円、16.4%減少、地方債償還金は14億円で、前年度(9億円)に比べ62.0%増加しており、建設改良費と地方債償還金で資本的支出の100.0%を占めている。

法非適用事業の資本的支出は1,512億円で、前年度(1,465億円)に比べ47億円、3.2%増加している。このうち建設改良費は846億円で、前年度(1,008億円)に比べ161億円、

図-1 平成19年度収益的収支の状況(法適用事業)

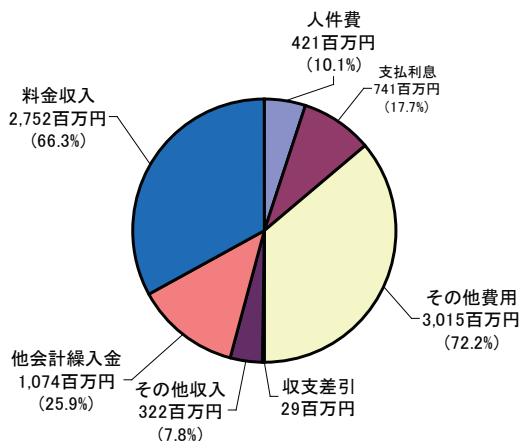
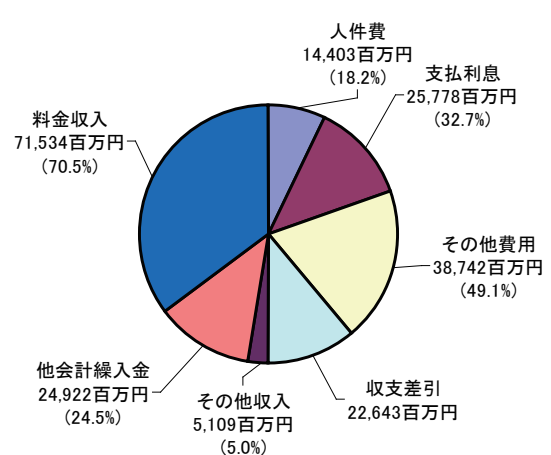


図-2 平成19年度収益的収支の状況(法非適用事業)



表－4 収益的収支の状況

(単位：百万円、%)

項目		年 度		17	18(A)	19(B)	$\frac{(B)-(A)}{(A)}$	
		15	16					
全 事 業	総 収 益 (a)	114,887	114,527	110,192	108,829	105,714	△ 2.9	
	{ 料 金 収 入 他 会 計 繰 入 金 そ の 他	料 金 収 入	82,533	81,149	76,951	75,743	74,287	△ 1.9
		他 会 計 繰 入 金	24,879	24,599	25,644	26,543	25,997	△ 2.1
		そ の 他	7,475	8,779	7,597	6,543	5,430	△ 17.0
	総 費 用 (b)	92,822	93,919	88,280	85,686	83,100	△ 3.0	
	{ 人 件 費 支 払 利 息 そ の 他	人 件 費	17,728	17,133	16,190	15,571	14,825	△ 4.8
		支 払 利 息	31,079	30,215	28,246	27,624	26,519	△ 4.0
そ の 他		44,015	46,571	43,844	42,491	41,756	△ 1.7	
収支差引 (a)－(b)		22,065	20,608	21,912	23,143	22,614	△ 2.3	
内 法 適 用 事 業	総 収 益 (a)	3,477	3,786	3,594	3,588	4,148	15.6	
	{ 料 金 収 入 他 会 計 繰 入 金 そ の 他	料 金 収 入	2,619	2,720	2,477	2,489	2,752	10.6
		他 会 計 繰 入 金	643	751	899	885	1,074	21.4
		そ の 他	215	314	218	215	322	49.8
	総 費 用 (b)	3,452	3,828	3,651	3,632	4,177	15.0	
	{ 人 件 費 支 払 利 息 そ の 他	人 件 費	577	560	476	450	421	△ 6.3
		支 払 利 息	667	737	658	653	741	13.5
そ の 他		2,209	2,530	2,517	2,529	3,015	19.2	
収支差引 (a)－(b)		25	△ 42	△ 57	△ 44	△ 29	△ 34.1	
訳 法 非 適 用 事 業	総 収 益 (a)	111,410	110,741	106,598	105,241	101,565	△ 3.5	
	{ 料 金 収 入 他 会 計 繰 入 金 そ の 他	料 金 収 入	79,914	78,429	74,474	73,254	71,534	△ 2.3
		他 会 計 繰 入 金	24,236	23,847	24,745	25,658	24,922	△ 2.9
		そ の 他	7,260	8,465	7,378	6,329	5,109	△ 19.3
	総 費 用 (b)	89,370	90,091	84,629	82,054	78,923	△ 3.8	
	{ 人 件 費 支 払 利 息 そ の 他	人 件 費	17,152	16,573	15,714	15,122	14,403	△ 4.7
		支 払 利 息	30,412	29,478	27,587	26,971	25,778	△ 4.4
そ の 他		41,806	44,040	41,327	39,961	38,742	△ 3.1	
収支差引 (a)－(b)		22,040	20,650	21,969	23,187	22,643	△ 2.3	

16.0%減少、地方債償還金は659億円で、前年度（450億円）に比べ209億円、46.4%増加しており、建設改良費と地方債償還金で資本的支出の99.6%を占めている。

一方、平成19年度の資本的収入は1,343億円で、前年度（1,316億円）に比べ27億円、2.1%増加している。このうち地方債は609億円で、前年度（573億円）に比べ36億円、6.2%増加、国庫（県）補助金は235億円で、前年度（295億円）に比べ60億円、20.3%減少しており、地方債と国庫（県）補助金で資本的収入の62.8%を占めている。

法適用事業の資本的収入は48億円で、前年度（52億円）に比べ4億円、8.3%減少している。このうち地方債は26億円で、前年度（30億円）に比べ4億円、13.6%減少、国庫（県）補助金は12億円で、前年度（13億円）に比べ1億1,600万円、11.6%減少しており、地方債と国庫（県）補助金で資本的収入の78.1%を占めている。

法非適用事業の資本的収入は1,295億円で、前年度（1,264億円）に比べ32億円、2.5%増加している。このうち地方債は583億円で、前年度（544億円）に比べ40億円、7.3%増加、国庫（県）補助金は223億円で、前年度（281億円）に比べ58億円、20.7%減少しており、地方債と国庫（県）補助金で資本的収入の62.2%を占めている。

資本的支出に対して資本的収入が不足する額（以下「収支不足額」という。）は229億円で、前年度（214億円）に比べ16億円、7.4%増加している。

法適用事業の収支不足額は13億円で、前年度（12億円）に比べ1億円、5.6%増加している。一方、法非適用事業の収支不足額は217億円で、前年度（202億円）に比べ15億円、7.5%増加している。

なお、全体の収支（法適用事業の純損益と法非適用事業の実質収支の合計）は、53億円の黒字となっており、これは前年度（79億円）に比べ26億円、33.3%減少している（**図-3**、**図-4**、**表-5**）。

### (3) 決算規模の状況

平成19年度の決算規模は2,415億円で、前年度（2,407億円）に比べ8億円、0.3%増加している。法適用事業の決算規模は88億円で、前年度（88億円）と比べ1億円、0.6%減少している。一方、法非適用事業の決算規模は2,327億円で、前年度（2,318億円）に比べ8億円、

図-3 平成19年度資本的収支の状況(法適用事業)

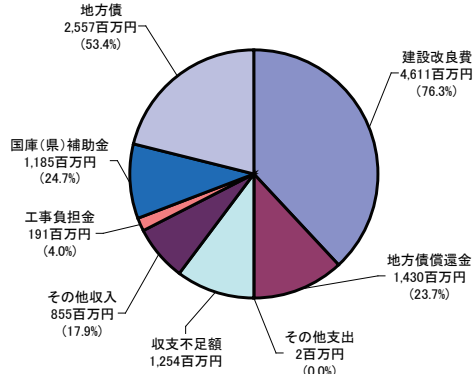
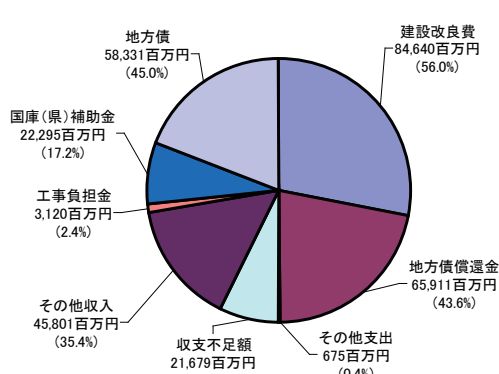


図-4 平成19年度資本的収支の状況(法非適用事業)



表－５ 資本的収支及び全体の収支の状況

(単位：百万円、%)

項目		年 度		15	16	17	18 (A)	19 (B)	$\frac{(B)-(A)}{(A)}$
全 事 業	資 本 的 支 出 (a)	179,237	174,973	153,541	152,950	157,268	2.8		
	{ 建設改良費 地方債償還金 そ の 他	建設改良費	143,887	134,861	109,827	106,286	89,251	△ 16.0	
		地方債償還金	33,660	38,011	41,548	45,895	67,340	46.7	
		そ の 他	1,690	2,101	2,167	769	677	△ 12.0	
	資 本 的 収 入 (b)	160,528	155,776	134,025	131,591	134,335	2.1		
	{ 地 方 債 国庫(県)補助金 工 事 負 担 金 そ の 他	地 方 債	73,465	70,812	58,481	57,324	60,888	6.2	
		国庫(県)補助金	39,987	35,918	29,893	29,455	23,480	△ 20.3	
		工 事 負 担 金	5,567	4,605	3,949	3,409	3,311	△ 2.9	
		そ の 他	41,509	44,440	41,702	41,403	46,656	12.7	
	収支不足額 (a)－(b)	18,709	19,198	19,517	21,358	22,933	7.4		
内 用	資 本 的 支 出 (a)	3,784	4,496	5,685	6,410	6,042	△ 5.7		
	{ 建設改良費 地方債償還金 そ の 他	建設改良費	3,040	3,752	4,861	5,517	4,611	△ 16.4	
		地方債償還金	688	683	814	882	1,430	62.0	
		そ の 他	56	61	10	10	2	△ 80.0	
	資 本 的 収 入 (b)	2,771	3,331	4,689	5,223	4,788	△ 8.3		
	{ 地 方 債 国庫(県)補助金 工 事 負 担 金 そ の 他	地 方 債	1,719	2,070	2,683	2,958	2,557	△ 13.6	
		国庫(県)補助金	446	752	1,277	1,341	1,185	△ 11.6	
		工 事 負 担 金	213	144	263	294	191	△ 35.0	
		そ の 他	393	364	466	629	855	35.9	
	収支不足額 (a)－(b)	1,013	1,165	995	1,187	1,254	5.6		
訳 非 適 用	資 本 的 支 出 (a)	175,453	170,477	147,857	146,540	151,226	3.2		
	{ 建設改良費 地方債償還金 そ の 他	建設改良費	140,847	131,108	104,966	100,768	84,640	△ 16.0	
		地方債償還金	32,972	37,329	40,734	45,012	65,911	46.4	
		そ の 他	1,634	2,041	2,157	759	675	△ 11.1	
	資 本 的 収 入 (b)	157,756	152,445	129,336	126,369	129,547	2.5		
	{ 地 方 債 国庫(県)補助金 工 事 負 担 金 そ の 他	地 方 債	71,746	68,742	55,797	54,366	58,331	7.3	
		国庫(県)補助金	39,541	35,166	28,617	28,114	22,295	△ 20.7	
		工 事 負 担 金	5,354	4,461	3,686	3,114	3,120	0.2	
		そ の 他	41,115	44,076	41,236	40,774	45,801	12.3	
	収支不足額 (a)－(b)	17,697	18,033	18,521	20,171	21,679	7.5		
全体の収支									
法適用事業の純損益		25	△ 42	△ 57	△ 44	△ 29	34.1		
法非適用事業の		11,483	11,079	9,097	8,855	6,145	△ 30.6		
実質収支		967	1,490	712	888	831	△ 6.4		
合 計		10,541	9,546	8,328	7,923	5,285	△ 33.3		

0.4%増加している（表－6）。

なお、水道事業（用水供給事業を含む。）の決算規模は4兆7,434億円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は5.1%（法適用事業0.2%、法非適用事業4.9%）となっている。

表－6 決算規模の状況

（単位：百万円、%）

区 分	年 度		増減率	年 度		増減率	年 度		増減率
	15	16		17	18		19		
全 事 業	276,176	271,536	△ 1.7	244,058	△ 10.1	240,695	△ 1.4	241,475	0.3
内 法 適 用 事 業	7,165	7,237	1.0	8,230	13.7	8,848	7.5	8,796	△ 0.6
内 法 非 適 用 事 業	269,011	264,299	△ 1.8	235,828	△ 10.8	231,847	△ 1.7	232,676	0.4

（注）決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用事業：総費用（税込）－減価償却費＋資本的支出

法非適用事業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

#### 4. 給水原価及び供給単価

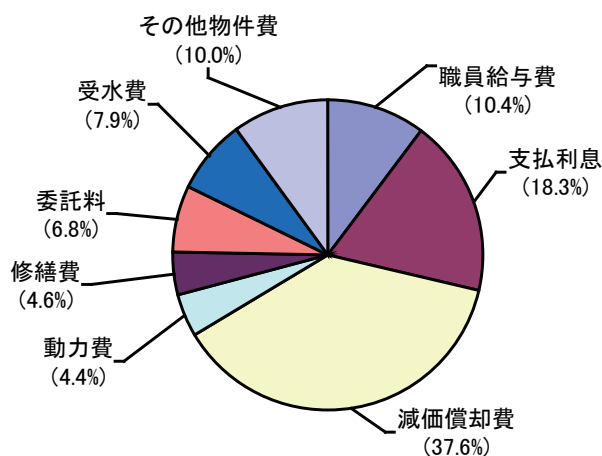
##### （1）給水原価と費用構成

平成19年度の1 m<sup>3</sup>当たりの給水原価は264円33銭で、前年度（260円64銭）に比べて3円69銭、1.4%高くなっている。

法適用事業の給水原価は263円12銭で、前年度（228円85銭）に比べ34円26銭、15.0%高くなっている。また、給水原価の内訳をみると、資本費（減価償却費＋企業債利息）が146円96銭（前年度126円20銭）、職員給与費が27円34銭（前年度29円31銭）となっており、それぞれ給水原価の55.9%、10.4%を占めている。

法非適用事業の給水原価は264円37銭で、前年度（261円66銭）に比べ2円71銭、1.0%高くなっている。また、給水原価の内訳をみると、資本費（地方債償還金（19年度については繰上償還分除く。）＋地方債利息）は152円61銭（前年度150円74銭）、職員給与費は30円80銭（前年度31円41銭）となっており、それぞれ給水原価の57.7%、11.7%を占めている（図－5、表－7、表－8）。

図-5 費用構成表（法適用事業）





表－7 給水原価及び供給単価の推移

項 目		年 度				
		15	16	17	18	19
全 事 業	給水原価(円・銭/m <sup>3</sup> )	222.93	238.06	249.21	260.64	264.33
	対前年度増減率(%)	1.6	6.8	4.7	4.6	1.4
	供給単価(円・銭/m <sup>3</sup> )	148.29	148.80	150.27	152.49	153.81
	対前年度増減率(%)	0.8	0.3	1.0	1.5	0.9
法 適 用 事 業	給水原価(円・銭/m <sup>3</sup> )	209.03	213.74	235.07	228.85	263.12
	対前年度増減率(%)	3.5	2.3	10.0	△ 2.6	15.0
	供給単価(円・銭/m <sup>3</sup> )	162.03	156.65	163.33	162.22	178.60
	対前年度増減率(%)	1.2	△ 3.3	4.3	△ 0.7	10.1
法 非 適 用 事 業	給水原価(円・銭/m <sup>3</sup> )	223.34	238.86	249.64	261.66	264.37
	対前年度増減率(%)	1.5	6.9	4.5	4.8	1.0
	供給単価(円・銭/m <sup>3</sup> )	147.88	148.54	149.87	152.18	152.99
	対前年度増減率(%)	0.8	0.4	0.9	1.5	0.5

(注) 建設中の事業は除く。  
法非適用事業の平成19年度給水原価は繰上償還した額を除いたものである。

表－8 費用構成表(法適用事業)

(単位:円・銭/m<sup>3</sup>, %)

項 目	年 度		15		16		17		18		19	
	区 分		給水原価	構成比	給水原価	構成比	給水原価	構成比	給水原価	構成比	給水原価	構成比
1. 職 員 給 与 費	基本給 手当 賃金 退職給与 法定福利費 計	給	19.70	9.4	17.67	8.3	17.08	7.3	15.70	6.9	14.33	5.4
		当	9.64	4.6	8.83	4.1	9.08	3.9	8.34	3.6	7.72	2.9
		金	0.67	0.3	0.60	0.3	0.12	0.1	0.19	0.1	0.14	0.1
		給	0.07	0.0	0.14	0.1	0.43	0.2	0.38	0.2	0.43	0.2
		費	5.60	2.7	5.03	2.4	4.68	2.0	4.71	2.1	4.73	1.8
		計	35.68	17.1	32.26	15.1	31.39	13.4	29.31	12.8	27.34	10.4
2.	支 払 利 息		41.25	19.7	42.47	19.9	43.40	18.5	42.56	18.6	48.10	18.3
	うち企業債利息		40.98	19.6	42.19	19.7	43.40	18.5	42.51	18.6	48.01	18.2
3.	減 価 償 却 費		61.05	29.2	69.33	32.4	80.30	34.2	83.69	36.6	98.95	37.6
4.	動 力 費		8.35	4.0	8.86	4.1	11.17	4.8	10.57	4.6	11.52	4.4
5.	光 熱 水 費		0.74	0.4	0.32	0.2	0.92	0.4	1.06	0.5	0.88	0.3
6.	通 信 運 搬 費		1.11	0.5	1.15	0.5	1.93	0.8	1.95	0.9	2.32	0.9
7.	修 繕 費		20.01	9.6	20.18	9.4	13.01	5.5	12.83	5.6	12.00	4.6
8.	材 料 費		1.02	0.5	0.53	0.2	0.99	0.4	0.66	0.3	0.91	0.3
9.	薬 品 費		1.13	0.5	1.29	0.6	1.40	0.6	1.39	0.6	1.52	0.6
10.	路 面 復 旧 費		0.25	0.1	0.41	0.2	0.51	0.2	0.57	0.2	0.38	0.1
11.	委 託 料		11.69	5.6	13.81	6.5	15.66	6.7	13.75	6.0	17.99	6.8
	うち原水及び浄水費		4.52	2.2	5.79	2.7	4.89	2.1	6.02	2.6	8.75	3.3
	うち配水及び給水費		3.48	1.7	3.65	1.7	4.04	1.7	3.71	1.6	4.20	1.6
	うち業務費		0.54	0.3	0.57	0.3	1.87	0.8	1.49	0.7	1.19	0.5
	うち総係費		3.14	1.5	3.80	1.8	4.84	2.1	2.53	1.1	3.86	1.5
12.	受 水 費		6.86	3.3	6.26	2.9	9.76	4.2	8.09	3.5	20.72	7.9
	うち資本費相当分		3.48	1.7	3.20	1.5	5.45	2.3	3.87	1.7	12.87	4.9
13.	そ の 他		19.89	9.5	16.86	7.9	24.62	10.5	22.41	9.8	20.51	7.8
14.	費 用 合 計		209.03	100.0	213.74	100.0	235.07	100.0	228.85	100.0	263.12	100.0

(注) 1. 建設中の事業は除く。  
2. 費用合計=経常費用-(受託工事費+附帯事業費+材料及び不用品売却原価)

## (2) 供給単価

平成19年度における1 m<sup>3</sup>当たりの供給単価は153円81銭で、前年度（152円49銭）に比べ1円32銭、0.9%高くなっている。

法適用事業の供給単価は178円60銭で、前年度（162円22銭）に比べ16円38銭、10.1%高くなっている。

法非適用事業の供給単価は152円99銭で、前年度（152円18銭）に比べ81銭、0.5%高くなっている（表－7）。

## (3) 人口規模別給水原価・供給単価及び水道料金

現在給水人口別に給水原価をみると、規模が小さい事業ほど総じて給水原価が高くなる傾向となっている（表－9、表－12）。これは、人口の集中度、地形的要因等によって配水管等の施設効率が悪く、単位数量あたりの資本費、動力費等が割高になることによるものと考えられる。

また、供給単価については、人口規模による格差は比較的少なく、給水原価に比べて低い設定となっている（表－10、表－12）。

水道料金については、1ヶ月10m<sup>3</sup>当たり（家庭用・口径13mm）の平均額は1,477円（税込み）となっており（表－12）、上水道事業の水道料金（1,473円）に比べ4円、0.3%高くなっている。

なお、平成19年度中に料金改定を実施した事業は87事業で、稼働中の簡易水道事業869事業の10.0%である（表－12）。

## (4) 料金回収率

料金回収率は、給水原価と供給単価の関係をみるものであるが、全事業で58.2%、法適用事業67.9%、法非適用事業57.9%となっており、給水人口が小さくなるほど回収率が低い傾向にある（表－12）。

料金回収率が100%を下回っている場合は、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入によりまかなわれていることを意味している。

簡易水道事業の給水原価は、上水道事業の給水原価（174円52銭）と比較して、89円81銭高いにもかかわらず、水道料金が低く設定されているため、供給単価が上水道事業の供給単価（173円29銭）と比較して、19円48銭低くなっている。このため、上水道事業の料金回収率99.3%と比較すると、簡易水道事業の料金回収率は41.1ポイント低くなっている。

簡易水道事業は、主として農山漁村地域に布設されるものであることから、小規模で経営基盤が脆弱であるため、上水道事業より手厚い繰出基準による財政措置が講じられているところであるが、料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補てんしているような事業体にあっては、適切な料金収入の確保が求められるところである。

表－9 規模別1㎡当たり給水原価調（事業数）

現在給水人口 段階区分 給水原価	法 適用 事業	法 非 適 用 事 業								合 計
		～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	計	
100円未満	(4) 1	(13) 22	(4) 4	(8) 16	(6) 5	(12) 12	(7) 5	(5) 5	(8) 69	(8) 70
100円以上 200円未満	(33) 8	(14) 23	(23) 25	(31) 62	(30) 24	(33) 33	(37) 28	(24) 27	(26) 222	(26) 230
200円以上 300円未満	(25) 6	(13) 21	(21) 22	(21) 43	(28) 23	(27) 27	(24) 18	(39) 43	(23) 197	(23) 203
300円以上 400円未満	(13) 3	(11) 18	(14) 15	(16) 32	(14) 11	(15) 15	(13) 10	(18) 20	(14) 121	(14) 124
400円以上 500円未満	(8) 2	(10) 16	(16) 17	(8) 16	(15) 12	(10) 10	(11) 8	(10) 11	(11) 90	(11) 92
500円以上	(17) 4	(40) 68	(22) 24	(16) 32	(7) 6	(4) 4	(9) 7	(5) 5	(17) 146	(17) 150
合 計	(100) 24	(100) 168	(100) 107	(100) 201	(100) 81	(100) 101	(100) 76	(100) 111	(100) 845	(100) 869

(注) 1 建設中の事業は除く。  
2 ( ) 書は各現在給水人口段階区分における構成比であり、単位は%である。

表－10 規模別1㎡当たり供給単価調（事業数）

現在給水人口 段階区分 供給単価	法 適用 事業	法 非 適 用 事 業								合 計
		～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	計	
100円未満	(13) 3	(21) 36	(19) 20	(15) 31	(10) 8	(17) 17	(16) 12	(12) 13	(16) 137	(16) 140
100円以上 200円未満	(33) 8	(45) 75	(50) 54	(54) 108	(68) 55	(58) 59	(64) 49	(71) 79	(57) 479	(56) 487
200円以上 300円未満	(46) 11	(25) 42	(26) 28	(28) 56	(21) 17	(25) 25	(20) 15	(16) 18	(24) 201	(24) 212
300円以上 400円未満	(8) 2	(7) 11	(4) 4	(3) 6	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(3) 23	(3) 25
400円以上 500円未満	(0) 0	(2) 3	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 4	(0) 4
500円以上	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1
合 計	(100) 24	(100) 168	(100) 107	(100) 201	(100) 81	(100) 101	(100) 76	(100) 111	(100) 845	(100) 869

(注) 1 建設中の事業は除く。  
2 ( ) 書は各現在給水人口段階区分における構成比であり、単位は%である。

表－11 規模別家庭用10㎡当たり水道料金（事業数）

現在給水人口 段階区分 料 金	法 適用 事業	法 非 適 用 事 業								合 計
		～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	計	
500円未満	(0) 0	(6) 10	(3) 3	(1) 3	(0) 0	(7) 7	(4) 3	(0) 0	(3) 26	(3) 26
500円以上 1000円未満	(17) 4	(15) 26	(19) 20	(20) 40	(10) 8	(16) 16	(13) 10	(18) 20	(17) 140	(17) 144
1000円以上 1500円未満	(25) 6	(25) 42	(30) 32	(27) 54	(37) 30	(39) 39	(39) 30	(46) 51	(33) 278	(33) 284
1500円以上 2000円未満	(17) 4	(26) 44	(29) 31	(32) 65	(37) 30	(27) 27	(38) 29	(21) 23	(29) 249	(29) 253
2000円以上 2500円未満	(17) 4	(19) 32	(14) 15	(14) 28	(14) 11	(10) 10	(1) 1	(12) 13	(13) 110	(13) 114
2500円以上 3000円未満	(21) 5	(6) 10	(4) 4	(5) 10	(1) 1	(2) 2	(3) 2	(3) 3	(4) 32	(4) 37
3000円以上	(4) 1	(2) 4	(2) 2	(0) 1	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(1) 1	(1) 10	(1) 11
合 計	(100) 24	(100) 168	(100) 107	(100) 201	(100) 81	(100) 101	(100) 76	(100) 111	(100) 845	(100) 869

(注) 1 建設中の事業は除く。  
2 ( ) 書は各現在給水人口段階区分における構成比であり、単位は%である。

表－12 規模別給水原価・供給単価及び料金回収率調

1 全事業

項目	現在給水人口 段階区分	～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	合 計
事業数 (事業)		170	109	210	84	105	78	113	869
平均給水人口(人)		460	1,494	3,027	4,480	5,871	8,409	17,562	5,190
10m <sup>3</sup> 当たり料金(円)		1,528	1,485	1,518	1,560	1,381	1,386	1,405	1,477
給水原価(円・銭/m <sup>3</sup> )(A)		398.19	338.41	275.65	261.58	223.23	255.79	264.43	264.33
うち資本費(円・銭/m <sup>3</sup> )		202.40	191.63	162.86	150.70	123.38	145.63	155.25	152.43
供給単価(円・銭/m <sup>3</sup> )(B)		155.44	148.12	159.37	165.31	146.45	147.55	154.59	153.81
料金改定実施事業数(事業)		19	6	18	6	11	10	17	87
料金回収率(%) (B) / (A)		39.04	43.77	57.82	63.20	65.60	57.68	58.46	58.19

2 法適用事業

項目	現在給水人口 段階区分	～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	合 計
事業数 (事業)		2	2	9	3	4	2	2	24
平均給水人口(人)		233	1,399	3,125	4,364	5,537	8,482	24,150	5,495
10m <sup>3</sup> 当たり料金(円)		1,465	1,865	1,957	2,183	1,598	1,365	1,500	1,789
給水原価(円・銭/m <sup>3</sup> )(A)		266.52	156.55	252.49	376.26	252.00	340.54	237.46	263.12
うち資本費(円・銭/m <sup>3</sup> )		51.95	66.96	115.75	257.36	124.69	234.38	142.69	146.96
供給単価(円・銭/m <sup>3</sup> )(B)		186.11	132.23	196.18	244.27	165.71	185.98	154.93	178.60
料金改定実施事業数(事業)		0	0	1	0	0	1	1	3
料金回収率(%) (B) / (A)		69.83	84.46	77.70	64.92	65.76	54.61	65.24	67.88

3 法非適用事業

項目	現在給水人口 段階区分	～ 1,000	1,001 ～2,000	2,001 ～4,000	4,001 ～5,000	5,001 ～7,000	7,001 ～10,000	10,001 ～	合 計
事業数 (事業)		168	107	201	81	101	76	111	845
平均給水人口(人)		463	1,495	3,023	4,484	5,884	8,407	17,443	5,181
平均箇所数(箇所)		2	4	4	6	8	10	19	7
10m <sup>3</sup> 当たり料金(円)		1,529	1,478	1,498	1,537	1,373	1,387	1,403	1,468
給水原価(円・銭/m <sup>3</sup> )(A)		399.37	341.62	277.31	258.32	222.20	253.92	265.14	264.37
うち資本費(円・銭/m <sup>3</sup> )		203.75	193.83	166.22	147.67	123.34	143.67	155.58	152.61
供給単価(円・銭/m <sup>3</sup> )(B)		155.16	148.40	156.74	163.07	145.75	146.70	154.59	152.99
料金改定実施事業数(事業)		19	6	17	6	11	9	16	84
料金回収率(%) (B) / (A)		38.85	43.44	56.52	63.12	65.60	57.77	58.30	57.87

- 1 建設中の事業は除く。
- 2 10m<sup>3</sup>当たり料金は、家庭用口径13mmで1ヶ月10m<sup>3</sup>使ったときの料金(メータ使用料等も含む。税込み。)である。
- 3 平均箇所数は簡易水道の数を事業数で除いたものである。
- 4 法非適用事業の平成19年度給水原価及び資本費は繰上償還した額を除いたものである。

## 5. 職員数及び職員給与費

平成19年度における簡易水道事業に従事する職員数は2,310人(法適用事業76人、法非適用事業2,234人)で、前年度2,422人(法適用事業73人、法非適用事業2,349人)に比べて112人、4.6%減少(法適用事業3人増加、法非適用事業115人減少)している(表-13)。

なお、水道事業(用水供給事業を含む。)の職員数は55,109人で、そのうち簡易水道事業の占める割合は4.2%(法適用事業0.1%、法非適用事業4.1%)となっている。

また、法適用事業の1人当たり平均月収額は497,222円で、前年度(520,910円)に比べて23,688円、4.5%減少している(表-14)。

表-13 職員数の状況

(単位:人)

項目		年度	15	16	17	18	19
職員数	全体	損益勘定所属職員数	2,572	2,457	2,239	2,166	2,065
		資本勘定所属職員数	212	232	232	256	245
		合計	2,784	2,689	2,471	2,422	2,310
	法適用	損益勘定所属職員数	82	80	62	59	58
		資本勘定所属職員数	6	6	13	14	18
		合計	88	86	75	73	76
	法非適用	損益勘定所属職員数	2,490	2,377	2,177	2,107	2,007
		資本勘定所属職員数	206	226	219	242	227
		合計	2,696	2,603	2,396	2,349	2,234

表-14 職員給与費(平均月収額)の状況(法適用事業)

項目		年度	15	16	17	18	19	
職員給与費	年度末職員数(人)		83	82	75	72	75	
	ア 基本給(円)		324,764	325,418	327,880	341,409	327,408	
	イ 手当(円)		157,977	159,369	171,147	179,501	169,814	
	内訳	ウ 時間外勤務手当(円)		8,917	13,568	25,192	26,918	23,667
		エ 特殊勤務手当(円)		1,015	1,138	1,940	2,106	1,768
		オ 期末勤勉手当(円)		125,356	125,073	125,342	131,899	125,884
		カ その他(円)		22,689	19,590	18,673	18,577	18,496
	キ 計(円)		482,742	484,787	499,027	520,910	497,222	
	ク 平均年齢(歳)		42	43	42	43	42	
	ケ 平均勤続年齢(年)		18	19	19	20	21	

## 6. 建設投資の状況

平成19年度における簡易水道事業の建設投資額は893億円で、前年度（1,063億円）に比べて170億円、16.0%減少している。

建設投資の財源としては、地方債が471億円（構成比52.8%）と最も多く、次いで国庫（県）補助金が233億円（構成比26.2%）、他会計繰入金が76億円（構成比8.5%）となっている。

法適用事業の建設投資額は46億円で、前年度（55億円）に比べて9億円、16.4%減少しており、一方、法非適用事業の建設投資額は846億円で、前年度（1,008億円）に比べて161億円、16.0%減少している（表-15、図-6、図-7）。

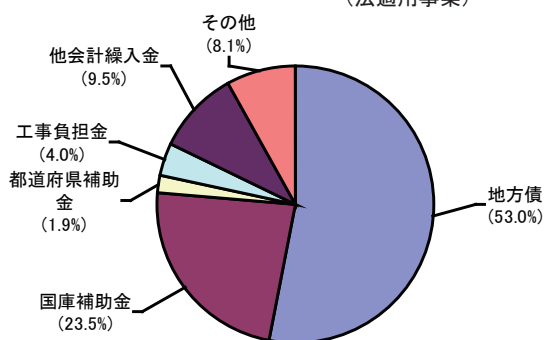
なお、水道事業（用水供給事業を含む。）の建設投資額は1兆549億円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は8.5%（法適用事業0.4%、法非適用事業8.0%）となっている。

表-15 建設投資額及びその内訳

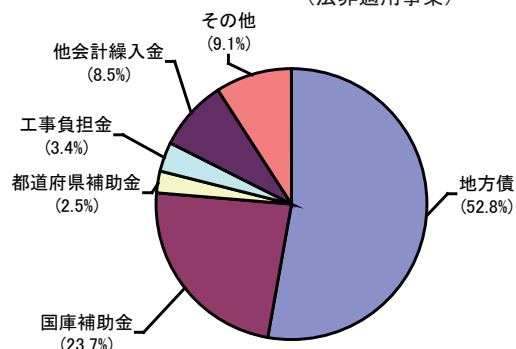
（単位：百万円、%）

項目		年度		15		16		17		18		19	
		区分	金額	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
全事業	地方債		73,214	69,989	△ 4.4	58,150	△ 16.9	56,571	△ 2.7	47,119	△ 16.7		
	国庫補助金		36,164	33,194	△ 8.2	27,143	△ 18.2	27,274	0.5	21,106	△ 22.6		
	都道府県補助金		3,730	2,388	△ 36.0	2,002	△ 16.2	2,019	0.8	2,240	10.9		
	工事負担金		5,022	4,402	△ 12.3	3,631	△ 17.5	3,263	△ 10.1	3,096	△ 5.1		
	他会計繰入金		12,108	11,151	△ 7.9	8,472	△ 24.0	7,875	△ 7.0	7,620	△ 3.2		
	その他		13,650	13,736	0.6	10,428	△ 24.1	9,283	△ 11.0	8,071	△ 13.1		
	合計		143,887	134,861	△ 6.3	109,827	△ 18.6	106,286	△ 3.2	89,251	△ 16.0		
内訳	法適用事業	地方債	1,708	2,055	20.3	2,683	30.6	2,915	8.6	2,441	△ 16.3		
		国庫補助金	403	699	73.4	1,151	64.7	1,250	8.6	1,084	△ 13.3		
		都道府県補助金	29	44	51.7	79	79.5	91	15.2	86	△ 5.5		
		工事負担金	221	181	△ 18.1	273	50.8	293	7.3	186	△ 36.5		
		他会計繰入金	149	87	△ 41.6	198	127.6	268	35.4	438	63.4		
		その他	530	687	29.6	477	△ 30.6	700	46.9	375	△ 46.4		
	合計	3,040	3,752	23.4	4,861	29.6	5,517	13.5	4,611	△ 16.4			
法非適用事業	地方債	71,505	67,935	△ 5.0	55,467	△ 18.4	53,656	△ 3.3	44,678	△ 16.7			
	国庫補助金	35,761	32,496	△ 9.1	25,992	△ 20.0	26,024	0.1	20,022	△ 23.1			
	都道府県補助金	3,701	2,344	△ 36.7	1,923	△ 18.0	1,928	0.3	2,154	11.7			
	工事負担金	4,801	4,221	△ 12.1	3,359	△ 20.4	2,970	△ 11.6	2,909	△ 2.0			
	他会計繰入金	11,959	11,063	△ 7.5	8,273	△ 25.2	7,607	△ 8.1	7,182	△ 5.6			
	その他	13,120	13,049	△ 0.5	9,952	△ 23.7	8,583	△ 13.8	7,696	△ 10.3			
合計	140,847	131,108	△ 6.9	104,966	△ 19.9	100,768	△ 4.0	84,640	△ 16.0				

図－6 平成19年度建設投資額の財源内訳  
(法適用事業)



図－7 平成19年度建設投資額の財源内訳  
(法非適用事業)



## 7. 他会計繰入金の状況

平成19年度における他会計からの繰入金は680億円で、前年度(626億円)に比べて54億円、8.7%増加している。

収益的収入への繰入金は260億円で、前年度(265億円)に比べて5億円、2.1%減少している。また、収益的収入に占める繰入金の割合は24.6%で、法適用事業では25.9%、法非適用事業では24.5%となっている。

資本的収入への繰入金は420億円で、前年度(361億円)に比べて60億円、16.6%増加しており、資本的収入に占める繰入金の割合は31.3%で、法適用事業では18.8%、法非適用事業では31.8%となっている(表-16)。

なお、水道事業(用水供給事業を含む。)の他会計繰入金は2,517億円で、そのうち簡易水道事業の占める割合は27.0%(法適用事業0.8%、法非適用事業26.2%)となっている。また、収益的収入及び資本的収入に対する繰入金の割合は、それぞれ上水道事業(収益的収入に占める割合2.2%、資本的収入に占める割合11.0%)より高いものとなっている。

表-16 他会計繰入金の状況

(単位:百万円、%)

項目	年度 区分	15	16		17		18		19	
		金額	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
他 会 計 繰 入 金	収益的収入への繰入金 (A)	24,879	24,599	△ 1.1	25,644	4.2	26,543	3.5	25,997	△ 2.1
	他 会 計 繰 入 金	24,879	24,599	△ 1.1	25,644	4.2	26,543	3.5	25,997	△ 2.1
	{ 法 適 用 事 業	643	751	16.8	899	19.7	885	△ 1.6	1,074	21.4
	{ 法 非 適 用 事 業	24,236	23,847	△ 1.6	24,745	3.8	25,658	3.7	24,922	△ 2.9
	資本的収入への繰入金 (B)	32,332	34,474	6.6	34,526	0.2	36,054	4.4	42,045	16.6
	出 資 金	11,006	11,370	3.3	11,471	0.9	10,655	△ 7.1	13,555	27.2
	{ 法 適 用 事 業	175	130	△ 25.7	214	64.6	291	36.0	255	△ 12.4
	{ 法 非 適 用 事 業	10,831	11,240	3.8	11,257	0.2	10,364	△ 7.9	13,299	28.3
	長 期 借 入 金	159	137	△ 13.8	15	△ 89.1	124	726.7	373	200.8
	{ 法 適 用 事 業	0	0	-	0	-	0	-	100	-
	{ 法 非 適 用 事 業	159	137	△ 13.8	15	△ 89.1	124	726.7	273	120.2
	補 助 金	21,062	22,908	8.8	22,925	0.1	25,191	9.9	28,078	11.5
	{ 法 適 用 事 業	105	105	0.0	147	40.0	206	40.1	508	146.6
	{ 法 非 適 用 事 業	20,958	22,804	8.8	22,778	△ 0.1	24,986	9.7	27,570	10.3
	負 担 金	105	59	△ 43.8	116	96.6	84	△ 27.6	39	△ 53.6
{ 法 適 用 事 業	105	59	△ 43.8	116	96.6	84	△ 27.6	39	△ 53.6	
計 (A) + (B)	57,211	59,073	3.3	60,170	1.9	62,597	4.0	68,041	8.7	
収 益 的 収 入 (C)	114,887	114,527	△ 0.3	110,192	△ 3.8	108,829	△ 1.2	105,714	△ 2.9	
{ 法 適 用 事 業	3,477	3,786	8.9	3,594	△ 5.1	3,588	△ 0.2	4,148	15.6	
{ 法 非 適 用 事 業	111,410	110,741	△ 0.6	106,598	△ 3.7	105,241	△ 1.3	101,565	△ 3.5	
資 本 的 収 入 (D)	160,528	155,776	△ 3.0	134,025	△ 14.0	131,591	△ 1.8	134,335	2.1	
{ 法 適 用 事 業	2,771	3,331	20.2	4,689	40.8	5,223	11.4	4,788	△ 8.3	
{ 法 非 適 用 事 業	157,756	152,445	△ 3.4	129,336	△ 15.2	126,369	△ 2.3	129,547	2.5	
繰 入 金 比 率	収益的収入 $\frac{(A)}{(C)}$	21.7	21.5	-	23.3		24.4		24.6	
	{ 法 適 用 事 業	18.5	19.8	-	25.0		24.7		25.9	
	{ 法 非 適 用 事 業	21.8	21.5	-	23.2		24.4		24.5	
	資本的収入 $\frac{(B)}{(D)}$	20.1	22.1	-	25.8		27.4		31.3	
	{ 法 適 用 事 業	13.9	8.8	-	10.2		11.1		18.8	
	{ 法 非 適 用 事 業	20.3	22.4	-	26.3		28.1		31.8	
計 $\frac{(A) + (B)}{(C) + (D)}$	20.8	21.9	-	24.6		26.0		28.3		
{ 法 適 用 事 業	16.5	14.7	-	16.6		16.6		22.1		
{ 法 非 適 用 事 業	20.9	22.0	-	24.9		26.4		28.6		



## 8. 附表

### (1) 施設及び業務概況（全事業）

区分	年度	15	16	17	18	19
行政区域内人口(人) (A)	(人)	25,922,487	30,732,182	36,467,736	35,972,421	35,113,294
計画給水人口(人) (B)	(人)	6,945,508	6,768,774	6,322,634	6,210,471	5,987,958
現在給水人口(人) (C)	(人)	5,331,378	5,185,416	4,816,905	4,697,420	4,509,859
普及率(C) / (B) × 100	(%)	76.8	76.6	76.2	75.6	75.3
導送配水管延長	(km)	100,649	100,002	96,844	96,984	96,459
配水能力	(千m <sup>3</sup> /日)	2,933	2,978	2,797	2,763	2,716
年間総配水量	(千m <sup>3</sup> )	670,971	676,677	640,600	627,590	613,217
1日平均配水量	(千m <sup>3</sup> )	1,833	1,854	1,755	1,719	1,675
年間総有収水量	(千m <sup>3</sup> )	540,419	545,367	512,075	496,712	482,977
1人1日平均有収水量	(ℓ)	285	288	291	290	293
有収率	(%)	80.6	80.6	79.9	79.1	78.8
施設利用率	(%)	62.5	62.3	62.7	62.2	61.7
給水原価	(円・銭/m <sup>3</sup> )	222.93	238.06	249.21	260.64	264.33
供給単価	(円・銭/m <sup>3</sup> )	148.29	148.80	150.27	152.49	153.81
職員数	(人)	2,784	2,689	2,471	2,422	2,310
損益勘定所属職員	(人)	2,572	2,457	2,239	2,166	2,065
資本勘定所属職員	(人)	212	232	232	256	245

(2) 法適用事業の概況（累年比較）

ア. 施設及び業務概況

項目	年度						
	15	16	17	18	19		
1. 管理者設置事業数	5	5	6	5	4		
非設置事業数	27	25	18	19	20		
(1) 行政区域内人口 (人) (A)	744,056	1,584,471	1,888,263	2,216,738	1,661,085		
(2) 計画給水人口 (人) (B)	167,342	179,136	171,712	170,372	163,074		
(3) 現在給水人口 (人) (C)	134,148	145,871	138,958	137,122	131,889		
(4) 普及率 (C)/(A) (%)	18.0	9.2	7.4	6.2	7.9		
	(C)/(B) (%)	80.2	81.4	80.9	80.5	80.9	
2. 施設	(5) 水に対する取割水合(%) （水源地の取割水合に）	ア ダム以外の表流水	30.0	25.5	25.1	25.1	24.9
		イ ダム	2.8	2.4	3.4	3.2	4.7
		ウ 伏流水	6.6	22.1	27.1	27.6	30.6
		エ 地下水	33.8	24.4	23.6	24.4	20.6
		オ 受水の割合	4.8	4.5	7.2	6.8	12.2
	カ その他	22.0	21.3	13.6	12.9	6.9	
(6) 取水能力 (m <sup>3</sup> /日)	90,879	95,988	81,793	86,502	93,569		
(7) 水利権 (m <sup>3</sup> /日)	27,696	22,217	16,985	18,111	23,543		
(8) 導送配水管延長 (km) (D)	2,041.92	2,256.07	2,370.88	2,394.04	2,530.88		
3. 業務	(1) 配水能力 (m <sup>3</sup> /日) (E)	87,030	89,316	79,614	81,816	84,006	
	(2) 年間総配水量 (千m <sup>3</sup> ) (F)	19,978.68	20,795.00	19,104.70	18,993.51	18,797.63	
	(3) 1日最大配水量 (m <sup>3</sup> ) (G)	72,355	74,202	68,401	69,158	69,097	
	(4) 1日平均配水量 (m <sup>3</sup> ) (H)	54,587	56,973	52,342	52,037	51,360	
	(5) 1人1日最大配水量 (G)/(C) (I)	539	509	492	504	524	
	(6) 1人1日平均有収水量 (I)/(C)/365 (I)	329	326	299	307	319	
	(7) 年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> ) (I)	16,161.43	17,364.29	15,165.89	15,344.09	15,409.93	
	(8) 有収率 (I)/(F) (%)	80.9	83.5	79.4	80.8	82.0	
4. 料金体系	ア 用途別	15	15	12	11	14	
	イ 口径別	12	12	11	10	8	
	ウ その他	6	5	3	3	3	
5. 職員	職員数 (人)	88	86	75	73	76	
	(1) 損益勘定所属職員数 (人)	82	80	62	59	58	
	うち	ア 原浄配水関係職員 (人)	63	66	48	44	48
		イ 検針・集金職員 (人)	4	4	4	4	2
	(2) 資本勘定所属職員数 (人)	6	6	13	14	18	
6. 業務分析	(1) 負荷率 (H)/(G) (%)	75.4	76.8	76.5	75.2	74.3	
	(2) 施設利用率 (H)/(E) (%)	62.7	63.8	65.7	63.6	61.1	
	(3) 最大稼働率 (G)/(E) (%)	83.1	83.1	85.9	84.5	82.3	
	(4) 導送配水管使用効率 (F)/(D) (m <sup>3</sup> /m)	9.8	9.2	8.1	7.9	7.4	
	(5) 固定資産使用効率 (m <sup>3</sup> /万円)	4.48	3.98	3.64	3.43	3.05	
	(6) 供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	162.03	156.65	163.33	162.22	178.60	
	(7) 給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	209.03	213.74	235.07	228.85	263.12	
	(8) 職員1人あたり	ア 給水人口 (人)	1,636	1,823	2,241	2,324	2,274
		イ 有収水量 (m <sup>3</sup> )	197,091	217,054	244,611	260,069	265,688
ウ 営業収益 (千円)		34,745	37,364	41,000	43,093	48,162	
(9) 1万m <sup>3</sup> 当たり職員数	ア 損益勘定所属職員 (人)	19	17	15	14	14	
	イ 原浄配水関係職員 (人)	14	14	12	10	11	
	イ 検針・集金 (人)	1	1	1	1	0	

(注) 6.業務分析は建設中の事業を除く。

イ. 損益計算書（累年比較）

（単位：千円）

項目	年 度				
	15	16	17	18	19
1. 総 収 益 (B)+(E) (A)	3,477,043	3,785,728	3,593,977	3,588,298	4,148,254
(1) 経 常 収 益 (C)+(D) (B)	3,475,056	3,725,770	3,593,808	3,580,000	4,142,653
ア 営 業 収 益 (C)	2,880,582	3,007,997	2,581,118	2,657,128	2,919,158
(ア) 給 水 収 益	2,618,594	2,720,146	2,477,053	2,489,116	2,752,255
(イ) 受 託 工 事 収 益	31,494	18,856	39,134	114,651	125,756
(ウ) そ の 他 営 業 収 益	230,494	268,995	64,931	53,361	41,147
うち他会計負担金	86,001	91,285	40,068	18,327	15,850
イ 営 業 外 収 益 (D)	594,474	717,773	1,012,690	922,872	1,223,495
(ア) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,665	2,763	1,075	2,789	12,268
(イ) 受 託 工 事 収 益	-	-	-	-	-
(ウ) 国 庫 ( 県 ) 補 助 金	-	30,030	110,102	14,671	23,138
(エ) 他 会 計 補 助 金	557,266	660,113	858,557	866,305	1,058,354
(オ) 雑 収 益	34,543	24,867	42,956	39,107	129,735
(2) 特 別 利 益 (E)	1,987	59,958	169	8,298	5,601
うち { 他会計繰入金	-	-	-	-	-
固定資産売却益	412	502	79	-	-
2. 総 費 用 (G)+(J) (F)	3,452,171	3,827,962	3,650,916	3,632,245	4,176,999
(1) 経 常 費 用 (H)+(I) (G)	3,418,910	3,730,071	3,602,203	3,619,281	4,172,284
ア 営 業 費 用 (H)	2,719,005	2,956,497	2,907,062	2,952,849	3,408,724
(ア) 原水及び浄水費(受水費を含む)	466,610	540,287	612,052	591,596	859,696
(イ) 配水費及び給水費	435,064	431,626	390,469	378,806	336,950
(ウ) 受 託 工 事 費	40,429	18,083	37,038	107,658	117,665
(エ) 業 務 費	54,482	65,595	111,872	94,423	98,749
(オ) 総 係 費	618,448	632,830	442,128	387,586	375,617
(カ) 減 価 償 却 費	986,590	1,203,862	1,217,883	1,284,121	1,524,799
(キ) 資 産 減 耗 費	108,001	55,765	88,541	106,817	91,384
(ク) そ の 他 営 業 費 用	9,381	8,449	7,079	1,842	3,864
イ 営 業 外 費 用 (I)	699,905	773,574	695,141	666,432	763,560
(ア) 支 払 利 息	666,580	737,438	658,252	653,050	741,151
うち企業債利息	662,266	732,570	658,125	652,215	739,807
(イ) 企 業 債 取 扱 諸 費	-	-	-	-	-
(ウ) 繰 延 勘 定 償 却	7,797	6,720	460	-	3,714
(エ) そ の 他 営 業 外 費 用	25,528	29,416	36,429	13,382	18,695
(2) 特 別 損 失 (J)	33,261	97,891	48,713	12,964	4,715
うち職員給与費	-	-	-	-	-
3. 経 常 利 益	188,983	239,688	136,284	132,047	170,413
4. 経 常 損 失	132,837	243,989	144,679	171,328	200,044
5. 当 年 度 純 利 益	183,895	199,362	115,699	123,667	169,262
6. 当 年 度 純 損 失	159,023	241,596	172,638	167,614	198,007

ウ. 資本収支

(単位:千円)

年 度		15	16	17	18	19
1. 資本的収入	(1) 企業債のうち建設改良のためのもの	1,719,100	2,069,900	2,683,200	2,957,900	2,556,800
	(2) 他会計出資金	1,708,259	2,069,900	2,683,200	2,957,900	2,366,000
	(3) 他会計負担金	174,598	130,461	214,168	291,461	255,492
	(4) 他会計借入金	105,186	58,664	115,784	83,776	39,386
	(5) 他会計補助金	-	-	-	-	100,000
	(6) 固定資産売却代金	104,680	104,552	146,510	205,601	508,174
	(7) 国庫(県)補助金	-	20	1,787	10,200	-
	(8) 工事負担金	445,743	752,376	1,276,664	1,341,006	1,184,689
	(9) その他	212,978	144,273	262,950	294,471	191,304
	(10) 計 (A)	81,149	70,703	34,487	38,238	39,475
	(11) うち翌年度への繰越財源 (B)	2,843,434	3,330,949	4,735,550	5,222,653	4,875,320
	(12) 前年度許可債で今年度収入分 (C)	72,124	-	46,411	-	87,195
	(13) 純計(A)-{(B)+(C)} (D)	-	-	-	-	-
2. 資本的支出	(1) 建設改良費	2,771,310	3,330,949	4,689,139	5,222,653	4,788,125
	うち職員給与費	3,040,389	3,752,281	4,861,021	5,517,491	4,610,617
	(2) 企業債償還金	45,400	33,607	81,160	95,152	120,299
	うち建設改良のためのもの	687,960	682,824	813,628	882,489	1,429,526
	(3) 他会計からの長期借入金返還金	687,593	682,824	813,628	882,489	1,309,700
	(4) 他会計への支出金	3,550	2,595	1,605	1,605	1,605
3. 差引	(5) その他	-	-	-	-	-
	(6) 計 (E)	52,513	58,094	8,281	8,215	380
	(D)-(E) 収支不足額 (F)	3,784,412	4,495,794	5,684,535	6,409,800	6,042,128
4. 補てん財源	(1) 過年度分損益勘定留保資金	53,534	18,271	14,431	-	-
	(2) 当年度分損益勘定留保資金	1,066,636	1,183,116	1,009,827	1,187,147	1,254,003
	(3) 繰越利益剰余金処分数額	517,673	536,080	253,242	399,917	603,800
	(4) 当年度利益剰余金処分数額	367,076	304,860	562,882	448,791	347,040
	(5) 積立金の取りくずし額	9,001	-	-	-	-
	(6) 繰越工事資金	-	-	27,694	-	-
	(7) その他	78,501	140,188	40,339	178,366	77,759
	(8) 計 (G)	18,226	64,301	-	62,662	24,855
5. 補てん財源不足額(F)-(G) (H)	76,159	61,375	125,670	97,411	200,549	
6. 補てん財源不足率(H)/(E)X100%	1,066,636	1,106,804	1,009,827	1,187,147	1,254,003	
	-	76,312	-	-	-	
	-	1.7	-	-	-	

工. 貸借対照表及び財務分析（累年比較）

（単位：千円）

年度		15	16	17	18	19	
1.	固定資産(A)	44,861,306	52,510,544	52,753,126	55,608,000	62,167,266	
(1)	有形固定資産	44,547,952	52,213,129	52,511,159	55,372,838	61,633,242	
	土地建物	443,220	852,185	763,076	808,160	874,832	
	減価償却累計額(△)	49,717,747	62,360,176	59,699,028	63,231,219	74,854,267	
	工器具	11,440,170	13,553,495	10,886,209	12,641,124	16,511,308	
(2)	無形固定資産	4,186,944	2,324,961	2,383,679	3,974,581	2,415,450	
(3)	投資資産	143,327	194,515	188,312	181,507	480,369	
(4)	繰上り資産	170,027	102,900	53,655	53,655	53,655	
2.	流動資産(B)	4,963,618	6,219,624	6,493,556	6,741,547	7,969,582	
(1)	現金及び預金	4,054,686	5,275,111	5,277,765	5,404,558	6,308,567	
(2)	未収金	839,963	895,748	1,117,496	1,294,409	1,585,336	
(3)	未貯蔵品	25,570	27,052	12,574	14,884	15,835	
(4)	短期有価証券	20,400	20,500	20,100	20,150	20,150	
3.	繰延勘定(C)	10,048	39,334	48,714	48,714	45,000	
4.	資産合計(A+B+C)	49,834,972	58,769,502	59,295,396	62,398,261	70,181,848	
5.	固定負債(D)	209,771	352,165	200,011	203,626	291,153	
(1)	企業債	1,952	-	-	-	-	
(2)	再建債	-	-	-	-	-	
(3)	他会計借入金	-	-	-	-	100,000	
(4)	引当金	207,819	352,165	200,011	203,626	191,153	
(5)	その他	-	-	-	-	-	
6.	流動負債(E)	536,628	1,316,951	2,492,201	2,528,057	2,294,944	
(1)	一時借入金	65,353	-	109,000	145,000	111,000	
(2)	未払金及び未払費用	444,383	1,276,107	1,959,313	2,064,703	2,015,599	
(3)	その他の	26,892	40,844	423,888	318,354	168,345	
7.	負債合計(D+E)	746,399	1,669,116	2,692,212	2,731,683	2,586,097	
8.	資本金(G)	28,466,774	37,021,433	37,370,449	38,733,546	42,254,519	
(1)	自己資本金(引継資本金)	7,374,060	11,563,050	13,055,790	13,210,331	13,376,332	
	アイウエ	2,118,576	7,121,738	9,451,538	8,936,797	9,179,581	
	繰上り入金(造成資本金)	3,302,824	2,730,256	2,644,111	3,089,642	3,151,869	
	繰上り入金(造成資本金)	1,952,660	1,711,056	960,141	1,183,892	1,044,882	
(2)	借入金(業債)	21,092,714	25,458,383	24,314,659	25,523,215	28,878,187	
	アイ	21,072,142	25,442,702	24,305,533	25,515,694	28,872,271	
	他会計借入金	20,572	15,681	9,126	7,521	5,916	
9.	剰余金(H)	20,621,799	20,078,953	19,232,735	20,933,032	25,341,232	
(1)	資本剰余金	18,949,676	18,717,326	18,232,592	20,021,319	23,978,923	
	アイウエ	9,329,522	8,957,141	10,159,877	11,296,640	14,336,810	
	工再評価の積立	4,060,390	4,946,108	3,313,087	3,633,923	3,782,688	
	その他積立	5,559,764	4,814,077	4,759,628	5,090,756	5,859,425	
(2)	利益剰余金	1,672,123	1,361,627	1,000,143	911,713	1,362,309	
	アイ	652,277	625,227	489,509	513,070	497,726	
	ウエ	78,617	49,028	33,659	41,759	22,892	
	建設改良積立	873,707	733,930	692,105	642,633	1,232,596	
	その他積立	90,132	99,112	103,951	110,112	119,020	
	当年度未処分利益剰余金	391,166	453,039	296,926	333,201	406,104	
	当年度未処理欠損金(△)	413,776	598,709	616,007	729,062	916,029	
	うち当年度純利益	183,895	157,831	115,699	123,667	169,262	
	当年度純損失(△)	159,023	321,091	167,270	167,614	198,007	
10.	資本合計(G+H)	49,088,573	57,100,386	56,603,184	59,666,578	67,595,751	
11.	負債・資本合計(F+I)	49,834,972	58,769,502	59,295,396	62,398,261	70,181,848	
12.	累積欠損	413,776	598,709	616,007	729,062	916,029	
13.	不良債権	-	-	-	-	-	
14.	不実質資金不足団体数比率	-	-	-	-	-	
1.	実質資金不足団体数比率	-	-	-	-	-	
2.	経常損失比率	-	8.2	5.7	6.7	7.2	
3.	実質資金不足比率	-	-	-	-	-	
4.	自己資本構成比率	56.2	53.8	54.5	54.7	55.2	
5.	固定資産対長期資本比率	91.0	91.4	92.9	92.9	91.6	
6.	流動負債対比率	925.0	472.3	260.6	266.7	347.3	
7.	累積欠損金比率	14.5	20.0	24.2	28.7	32.8	
8.	営業収支比率	106.4	101.7	88.6	89.4	84.9	
9.	企業債償還元対減価償却額比率	69.7	56.7	66.8	68.7	85.9	
	料対する入金比率	10. 企業債償還元	26.3	25.1	32.8	35.5	47.6
	11. 企業債利息	25.3	26.9	26.6	26.2	26.9	
	12. 企業債元金	51.5	52.0	59.4	61.7	74.5	
	13. 職員給与	22.0	20.6	19.2	18.1	15.3	

(注) 15. 財務分析は建設中の事業を除く。

(3) 法非適用事業の概況（累年比較）

ア. 施設及び業務概況

項目		年度				
		15	16	17	18	19
1. 事業数	(1) 県営	-	-	-	-	-
	(2) 指定都市営	2	2	4	4	5
	(3) 市営	178	236	303	300	294
	(4) 町村営	1,369	959	575	560	546
	(5) 一部組合営	6	5	3	3	3
	計	1,555	1,202	885	867	848
	(6) 黒字事業数	1,377	1,054	791	788	766
	(7) 赤字事業数	170	143	91	77	79
(8) 建設中の事業数	8	5	3	2	3	
2. 施設及び業務状況	(1) 行政区域内現在人口(人) (A)	25,178,431	29,147,711	34,579,473	33,755,683	33,452,209
	(2) 計画給水人口(人) (B)	6,778,166	6,589,638	6,150,922	6,040,099	5,824,884
	(3) 現在給水人口(人) (C)	5,197,230	5,039,545	4,677,947	4,560,298	4,377,970
	(4) 普及率 ア(C)/(A) (%)	20.6	17.3	13.5	13.5	13.1
	イ(C)/(B) (%)	76.7	76.5	76.1	75.5	75.2
	(5) 導送配水管延長(m)	98,606,985	97,745,463	94,473,569	94,590,459	93,927,743
	(6) 配水能力(千m <sup>3</sup> /日)	2,933	2,889	2,718	2,681	2,632
	(7) 年間総配水量(千m <sup>3</sup> ) (D)	670,951	655,882	621,496	608,597	594,419
	(8) 1日最大配水量(千m <sup>3</sup> ) (E)	2,493	2,443	2,299	2,267	2,234
	(9) 年間総有収水量(千m <sup>3</sup> ) (F)	540,403	528,002	496,909	481,368	467,567
(10) 有収率 (F)/(D) (%)	80.5	80.5	80.0	79.1	78.7	
3. 原価	(1) 給水原価(円/m <sup>3</sup> )	223.34	238.86	249.64	261.66	264.37
	(2) 供給単価(円/m <sup>3</sup> )	147.88	148.54	149.87	152.18	152.99
4. 職員数	計	2,696	2,603	2,396	2,349	2,234
内訳	ア 損益勘定所属職員数(人)	2,490	2,377	2,177	2,107	2,007
	イ 資本勘定所属職員数(人)	206	226	219	242	227

(注) 3. 原価中、平成19年度給水原価は、繰上償還した額を除いたものである。

イ. 歳入歳出決算

(単位：百万円)

項目		年度				
		15	16	17	18	19
収益的収入	営業収益(受託工事収益を除く)(A)	82,947	81,072	76,907	76,116	73,536
	料金の収入	79,914	78,429	74,474	73,254	71,534
	営業外の収入	3,032	2,643	2,433	2,863	2,001
	他会計繰入金	28,464	29,669	29,691	29,124	28,030
	他所の収入	24,236	23,847	24,745	25,658	24,922
収益的支出	取営業務費(費用)	4,228	5,821	4,945	3,466	3,107
	職員給与	111,410	110,741	106,598	105,241	101,565
	その他	57,590	58,484	55,342	53,514	51,971
	営業外費用	17,152	16,573	15,714	15,122	14,403
	うち支払利息	40,439	41,911	39,628	38,393	37,568
資本的収入	営業外費用	31,780	31,607	29,287	28,539	26,951
	うち支払利息	(40)	(38)	(13)	(17)	(15)
	支差的収支差引(B)-(C)	30,412	29,478	27,587	26,971	25,778
	地債	89,370	90,091	84,629	82,054	78,923
	他会計繰入金	22,040	20,650	21,969	23,187	22,643
資本的支出	他会計繰入金	71,746	68,742	55,797	54,366	58,331
	他会計繰入金	31,789	34,043	34,035	35,350	40,869
	国庫(県)補助金	159	137	15	124	273
	固定資産売却代金	39,541	35,166	28,617	28,114	22,295
	工事負の他	798	4	18	3	92
資本的収支差引(E)-(F)	収入の計	5,354	4,461	3,686	3,114	3,120
	支出の計	8,370	9,891	7,168	5,298	4,567
	建設改良費	157,756	152,445	129,336	126,369	129,547
	地債償還	(1,389)	(1,311)	(1,262)	(1,365)	(1,379)
	他会計長期借入金返還	140,847	131,108	104,966	100,768	84,640
資本的収支再差引(D)+(G)	他会計への繰出金	32,972	37,329	40,734	45,012	65,911
	他会計への繰出金	30	19	6	15	5
	支差的収支差引	611	1,531	394	210	344
	支差的収支差引	993	490	1,757	535	326
	支差的収支差引	175,453	170,477	147,857	146,540	151,226
実質収支(L)-(M)	積立金	△ 17,697	△ 18,033	△ 18,521	△ 20,171	△ 21,679
	繰越金	4,343	2,617	3,448	3,016	964
	繰上充用金	3,265	2,923	2,310	2,448	1,671
	前年度繰上充用金	12,068	11,867	9,550	9,386	7,687
	形式収支	923	808	1,032	806	857
赤字比率(N)/(A)	翌年度に繰越すべき財源	12,247	10,791	9,682	9,296	6,176
	黒字	1,731	1,202	1,297	1,329	862
	赤字	11,483	11,079	9,097	8,855	6,145
	黒字	967	1,490	712	888	831
	赤字比率(N)/(A)	1.2	1.9	0.9	1.2	1.1

(注) 1. 支払利息欄の( )は一時的借入金利息を示し、建設改良費欄の( )は建設改良費所属の職員給与費を示す。  
2. 他会計繰入金=他会計出資金+他会計補助金

## 9. 主要指標の動向

- ・本指標は、平成19年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、法適用事業24事業及び法非適用事業845事業の計869事業（建設中（未稼働）の事業を除く）について、集計したデータに基づき作成した（普及率を除く）。
- ・下記の指標に対応する数字・記号は、後掲「統計資料（法適用区分別、経営主体別決算・業務状況調）」（P.37～）に対応している。

（例）普及率

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-5-(3)}{(1)-5-(2)} \times 100 \quad \frac{(1)\text{施設} \cdot \text{業務概況及び経営分析に関する調, 5. 施設, (3) 現在給水人口}}{(1)\text{施設} \cdot \text{業務概況及び経営分析に関する調, 5. 施設, (2) 計画給水人口}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{2-(3)}{2-(2)} \times 100 \quad \frac{\text{施設} \cdot \text{業務概況及び歳入歳出決算に関する調, 2. 施設, (3) 現在給水人口}}{\text{施設} \cdot \text{業務概況及び歳入歳出決算に関する調, 2. 施設, (2) 計画給水人口}} \times 100 \end{array} \right)$$

- ・法適用事業については、事業数が少ないため、傾向等については、特に触れていない。

### ア. 業務の概況に関する指標

(1) 普及率 (%)  $\left( \frac{\text{現在給水人口}}{\text{計画給水人口}} \times 100 \right)$

【算出式】

当該団体	同規模団体	全国平均
		75.3

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-5-(3)}{(1)-5-(2)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{2-(3)}{2-(2)} \times 100 \end{array} \right)$$

【指標の説明】

事業認可に係る事業計画で定めた給水人口に対する普及率である。簡易水道事業においては、これまでも各種の財政措置を通じて未普及地域の解消に努めてきたところであるが、建設規模の適正化を図る観点から、計画給水人口の見積もりが過大にならないよう留意する必要がある。

【傾向等】

普及率はほぼ横ばいで推移している。給水人口規模の小さい事業ほど比率が低くなっているが、これは農山漁村地域等の占める割合が高く、また、自家井戸水等に依存する人口が多いことが原因と考えられる。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	80.2	81.4	80.9	80.5	80.9
法非適用事業	76.7	76.5	76.1	75.5	75.2
計	76.8	76.6	76.2	75.6	75.3

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000
法適用事業	67.9	66.3	73.9	83.9	77.4	85.3
法非適用事業	53.6	61.7	72.1	76.3	74.7	76.4
計	53.7	61.8	72.2	76.5	74.8	76.6

## イ. 収益性（収支の状況）に関する指標

(1) 総収支比率（％）  $\left( \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100 \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		127.2

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(2)-\text{損}-1}{(2)-\text{損}-2} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{7-(1)}{7-(2)} \times 100 \end{array} \right)$$

【指標の説明】

総収支比率は、損益計算上、総収益で総費用をどの程度賄うことができるかを示す指標である。この比率が100%未満の事業は、収益で費用を賄えていないことになる。ただし、法非適用事業については、次指標の収益的収支比率と合わせて見る必要がある。

【傾向等】

総収支比率は平成16年度に下降したものの、おおむね上昇傾向にある。給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっており、規模の経済（スケールメリット）が働いていると考えられる。

区分	年度				
	15	16	17	18	19
法適用事業	100.7	98.9	98.4	98.8	99.3
法非適用事業	124.7	122.9	126.0	128.3	128.7
計	123.8	121.9	124.8	127.0	127.2

区分	給水人口						
	～1,000	～2,000	～4,000	～5,000	～7,000	～10,000	～
法適用事業	119.0	112.8	107.5	97.6	107.2	81.2	94.2
法非適用事業	112.0	117.4	129.9	132.3	134.0	125.5	129.7
計	112.0	117.3	127.6	130.2	132.4	123.5	128.5

(2) 収益的収支比率（％）

$$\left( \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		70.1

【算出式】

$$\left( \text{法非適用事業} \quad \frac{7-(1)}{\langle 7-(2) \rangle + \langle 8-(2)-(1) \rangle} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

法非適用事業においては、固定資産の原価を費用に配分する減価償却の概念がない。収益的収支比率は、減価償却費の代わりとして、固定資産取得の主たる財源である地方債による償還金を総収支比率の総費用に加え算出したものである。

【傾向等】

収益的収支比率は下降傾向にある。これは総収益が伸び悩んでいることに加え、補償金免除繰上償還の影響により地方債償還金が大幅に増加したことが原因と考えられる。法非適用事業の総収支比率は100%を上回っていたが、収益的収支比率では、すべての給水人口段階で100%を下回っており、経営の見直しが求められる。

区分	年度				
	15	16	17	18	19
法非適用事業	91.1	86.9	85.0	82.8	70.1

区分	給水人口						
	～1,000	～2,000	～4,000	～5,000	～7,000	～10,000	～
法非適用事業	66.6	64.5	69.9	70.3	73.4	72.3	69.5



(3) 経常収支比率 (%)  $\left( \frac{\text{経常利益}}{\text{経常費用}} \times 100 \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		99.3

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \frac{\langle(2)\text{-損-1-(1)}\rangle + \langle(2)\text{-損-1-(2)}\rangle}{\langle(2)\text{-損-2-(1)}\rangle + \langle(2)\text{-損-2-(2)}\rangle} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

経常収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標である。この比率が高いほど経常利益率が高く、100%未満の事業は経常損失が生じていることを意味する。

年度	15	16	17	18	19
区分					
法適用事業	101.6	99.9	99.8	98.9	99.3

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	119.0	112.8	107.5	97.7	107.3	80.4	94.4

(4) 営業収支比率 (%)

$$\left( \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		138.7

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \frac{\langle(2)\text{-損-1-(1)}\rangle - \langle(2)\text{-損-1-(1)-イ}\rangle}{\langle(2)\text{-損-2-(1)}\rangle - \langle(2)\text{-損-2-(1)-ウ}\rangle} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \frac{\langle 7-(1)\text{-ア}\rangle - \langle 7-(1)\text{-ア-(イ)}\rangle}{\langle 7-(2)\text{-ア}\rangle - \langle 7-(2)\text{-ア-(イ)}\rangle} \times 100 \end{array} \right)$$

【指標の説明】

営業収支比率は、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す指標である。この比率が高いほど営業利益率が高く、100%未満の事業は営業損失が生じていることを意味する。

【傾向等】

営業収支比率はおおむね給水人口規模の大きい事業で比率が高くなっており、規模の経済（スケールメリット）が働いていると考えられる。

年度	15	16	17	18	19
区分					
法適用事業	106.4	101.7	88.6	89.4	84.9
法非適用事業	145.6	139.7	140.1	143.4	142.2
計	143.8	137.8	137.5	140.6	138.7

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	72.1	98.1	92.4	91.3	77.0	73.4	83.6
法非適用事業	83.3	103.1	146.0	155.5	151.4	136.5	147.5
計	83.1	103.1	139.4	151.2	145.8	133.3	144.6

(5) 累積欠損金比率 (%)

$$\left( \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		32.8

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \frac{(3)-12}{\langle(2)-損-1-(1)\rangle-\langle(2)-損-1-(1)-イ\rangle} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金の割合を表し、事業体の経営状況が健全な状態にあるかどうかを見る指標である。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	14.5	20.0	24.2	28.7	32.8

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
法適用事業	454.6	-	26.3	57.3	-	40.3	38.4

(6) 不良債務比率 (%)

$$\left( \frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		—

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \frac{\langle(3)-6\rangle - \{\langle(3)-2\rangle - \langle(2)-資-1-(12)\rangle\}}{\langle(2)-損-1-(1)\rangle - \langle(2)-損-1-(1)-イ\rangle} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

不良債務比率は、不良債務の有無と営業収益との対応関係から事業体の経営状況を見る指標である。不良債務が生じている場合には、早急に経営健全化に取り組み、その解消を図る必要がある。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	-	-	-	-	-

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
法適用事業	-	-	-	-	-	-

ウ. 資産の状態に関する指標

(1) 企業債償還元金対減価償却額比率 (%)

$$\left( \frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		85.9

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \frac{(2)-資-2-(2)-ア}{(2)-損-2-(1)-カ} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

企業債償還元金対減価償却額比率は、投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標である。一般的に、この比率が100%を超えると再投資を行うに当たって外部資金に頼らざるを得なくなり、投資の健全性は損なわれることになる。なお、みなし償却を行っている場合は、この比率は必然的に高くなる。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	69.7	56.7	66.8	68.7	85.9

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
法適用事業	126.8	74.4	105.5	89.1	50.8	81.2	87.8

## エ. 財務比率に関する指標

(1) 流動比率 (%)  $\left( \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		347.3

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \quad \frac{(3)-2}{(3)-6} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合を表し、短期債務に対する支払い能力を見る指標である。流動比率は100%以上であることが必要であり、100%を下回っていれば不良債務が発生していることになる。

区分 \ 年度	年度				
	15	16	17	18	19
法適用事業	925.0	472.3	260.6	266.7	347.3

区分 \ 給水人口	給水人口						
	~1,000	1,001 ~2,000	2,001 ~4,000	4,001 ~5,000	5,001 ~7,000	7,001 ~10,000	10,001 ~
法適用事業	420.9	11122.8	1776.7	216.9	436.1	221.6	211.1

(2) 自己資本構成比率 (%)

$$\left( \frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		55.2

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \quad \frac{\langle(3)-8-(1)\rangle + \langle(3)-9\rangle}{(3)-11} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

財務状態の長期的な安全性の見方として、その事業の資本構成がどのようになっているかが重要である。自己資本構成比率は、総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合であり、水道事業は、施設の建設費の大部分を企業債（借入資本金）で調達していることから、自己資本構成比率は低くなる傾向にあるが、事業経営の安定化を図るためには、自己資本の造成が必要である。

また、自己資本は、負債と異なり原則として返済する必要のない資本であり、支払利息が発生しないことから、自己資本による建設投資を行うほうが資本費を抑制する結果となる。なお、自己資本のうち剰余金等の内部留保の構成率が高いほど資本構成の安全性が高いといえるが、例えば、企業債の借り入れを抑制するために、建設投資の財源を料金を源泉とする利益剰余金に過度に求めているような場合においては、自己資本構成比率は高い数値となるものの、世代間の負担の公平が損なわれるといったことも考えられるため、留意する必要がある。

区分 \ 年度	年度				
	15	16	17	18	19
法適用事業	56.2	53.8	54.5	54.7	55.2

区分 \ 給水人口	給水人口						
	~1,000	1,001 ~2,000	2,001 ~4,000	4,001 ~5,000	5,001 ~7,000	7,001 ~10,000	10,001 ~
法適用事業	83.5	86.1	59.2	50.8	62.3	42.7	53.0

(3) 固定資産対長期資本比率 (%)

$$\left( \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		91.6

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \frac{(3)-1}{\langle(3)-8\rangle + \langle(3)-9\rangle + \langle(3)-5\rangle} \times 100 \right)$$

【指標の説明】

固定資産対長期資本比率は、事業の固定的・長期的安全性をみる指標であり、固定資産が、どの程度返済期限のない自己資本や長期に活用可能な固定負債などの長期資本 {自己資本 (自己資本金+剰余金) 及び長期借入金 (借入資本金+固定負債)} によって調達されているかを示すものである。

この比率は、常に100%以下で、かつ低いことが望ましい。100%を上回っている場合には、固定資産の一部が一時借入金等の流動負債で取得されていることを示し、不良債務発生の原因となる。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	91.0	91.4	92.9	92.9	91.6

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	71.8	95.6	83.6	97.7	89.9	92.8	94.6

オ. 施設の効率性 (稼働状況) に関する指標

(1) 施設利用率 (%)  $\left( \frac{1 \text{ 日平均配水量}}{1 \text{ 日配水能力}} \times 100 \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		61.7

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-7-(1) \times 1,000 / 365}{(1)-5-(7)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{(3)-(2) / 365}{3-(1)} \times 100 \end{array} \right)$$

【指標の説明】

施設利用率は、1日配水能力に対する1日平均配水量の割合を表し、施設の利用状況を総合的に判断するうえで重要な指標である。施設利用率はあくまでも平均利用率であるから、水道事業のように季節によって需要変動のある事業については、最大稼働率、負荷率と合わせてみるのが大切である。

【傾向等】

施設利用率は下降傾向にある。原因として、少子・高齢化の進行、国民意識や産業構造の変化による節水型社会への移行により、水需要が伸びていないことが挙げられる。給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっている。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	62.7	63.8	65.7	63.6	61.1
法非適用事業	62.5	62.2	62.7	62.2	61.7
計	62.5	62.3	62.8	62.2	61.7

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
法適用事業	37.4	73.1	57.2	62.4	63.9	66.0
法非適用事業	50.7	54.5	56.5	61.8	61.6	65.3
計	50.6	54.7	56.5	61.8	61.6	65.2

$$(2) \text{ 最大稼働率 (\%)} \left( \frac{1 \text{ 日最大配水量}}{1 \text{ 日配水能力}} \times 100 \right)$$

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-7-(2)}{(1)-5-(7)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3-(3)}{3-(1)} \times 100 \end{array} \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		84.8

【指標の説明】

最大稼働率は、1日配水能力に対する1日最大配水量の割合を表し、この比率が低い場合には、一部の施設が遊休状態にあり、投資が過大であることを示している。また、100%に近い場合には、安定給水に不安を抱えているといえる。

【傾向等】

最大稼働率は、ほぼ横ばいで推移している。おおむね給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっている。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	83.1	83.1	85.9	84.5	82.3
法非適用事業	85.0	84.6	84.6	84.6	84.8
計	85.0	84.5	84.7	84.6	84.8

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
法適用事業	72.6	93.2	71.1	90.6	91.6	73.9
法非適用事業	73.7	81.1	80.9	79.4	83.2	92.7
計	73.7	81.2	80.4	79.7	83.4	92.4

$$(3) \text{ 負荷率 (\%)} \left( \frac{1 \text{ 日平均配水量}}{1 \text{ 日最大配水量}} \times 100 \right)$$

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-7-(1) \times 1,000 / 365}{(1)-7-(2)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3-(2) / 365}{3-(3)} \times 100 \end{array} \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		72.8

【指標の説明】

負荷率は、水道事業の施設効率を判断する指標の一つであり、数値が大きいほど効率的である。水道事業のような季節的な需要変動がある事業については、給水需要のピーク時に合わせて施設を建設することとなるため、需要変動が大きいほど施設の効率は悪くなり、負荷率が小さくなる。

【傾向等】

負荷率は、やや下降傾向で推移している。おおむね給水人口規模の小さい事業で比率が低くなっている。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	75.4	76.8	76.5	75.2	74.3
法非適用事業	73.5	73.6	74.1	73.5	72.7
計	73.6	73.7	74.1	73.6	72.8

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
法適用事業	51.5	78.4	80.5	68.9	69.7	89.4
法非適用事業	68.8	67.2	69.8	77.9	74.0	66.4
計	68.6	67.4	70.4	77.6	73.9	66.8

(4) 有収率(%)  $\left( \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100 \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		78.8

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-7-(5)}{(1)-7-(1)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3-(4)}{3-(2)} \times 100 \end{array} \right)$$

【指標の説明】

施設効率を見る場合、施設の稼働状況がそのまま収益に反映されているかについては、有収率で確認することが重要である。有収率が低く、その原因が漏水、メーター不感等による場合は、施設効率が良くても収益につながらないため、有収率向上の対策を講じる必要がある。

なお、有収率が著しく低く、かつ施設利用率が著しく低い事業においては、施設利用率及び導送配水管使用効率といった施設の効率性を分析する場合には割り引いて考える必要がある。

【傾向等】

有収率はやや下降傾向にある。給水人口規模による大きな差はない。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	80.9	83.5	79.4	80.8	82.0
法非適用事業	80.5	80.5	80.0	79.1	78.7
計	80.6	80.6	79.9	79.1	78.8

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
法適用事業	91.8	85.9	86.5	76.9	79.9	83.6
法非適用事業	75.4	80.9	77.4	75.8	80.3	80.0
計	75.5	81.0	78.0	75.8	80.3	80.1

(5) 固定資産使用効率 (1万円当たり m<sup>3</sup>)  $\left( \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}} \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		3.05

【算出式】

$$\left( \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-7-(1)}{(3)-1-(1)} \times 10,000 \right)$$

【指標の説明】

固定資産使用効率は、有形固定資産に対する年間総配水量の割合を表す。この率が高いほど施設運用が効率的であることを意味し、数値が低い場合は、遊休資産の活用について検討を要する。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	4.48	3.98	3.64	3.43	3.05

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
法適用事業	4.38	1.97	4.31	2.11	3.78	2.49	2.67

(6) 導送配水管使用効率（1 m当たり m<sup>3</sup>）

$$\left( \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}} \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		6.4

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-7-(1)}{(1)-5-(8)} \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3-(2)}{2-(7)} \end{array} \right)$$

【指標の説明】

導送配水管使用効率は、導送配水管の延長に対する年間総配水量の割合であり、給水区域内の人口密度の影響を受ける。

【傾向等】

導送配水管使用効率は下降傾向にある。背景として、年間総配水量の伸び悩みや、施設整備がそのまま使用水量の増加につながりにくい山間部等の整備が増えていること等が挙げられる。給水人口規模の大きい事業ほど比率が高くなっている。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	9.8	9.2	8.1	7.9	7.4
法非適用事業	6.8	6.7	6.6	6.4	6.3
計	6.9	6.8	6.6	6.5	6.4

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
法適用事業	7.0	10.4	7.6	6.3	9.0	5.4	7.7
法非適用事業	4.6	4.3	5.8	6.4	6.8	6.3	6.8
計	4.6	4.4	5.9	6.4	6.9	6.3	6.8

## カ. 生産性（職員数と事業の状況との関係）に関する指標

【指標の説明】

損益勘定所属職員1人当たりの生産性を給水人口、有収水量及び営業収益を基準として見る指標である。なお、生産性は、設備投資や事務のOA化による省力化、業務の委託化と密接に関連しているので、生産性の指標は、設備投資や費用に関する他の指標と合わせて総合的に判断する必要がある。

【傾向等】

生産性の指標はいずれも上昇傾向にある。給水人口規模の大きい事業ほど生産性が高くなっており、規模の経済（スケールメリット）が働いているものと考えられる。

## (1) 職員1人当たり給水人口 (人)

$$\left( \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}} \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		2,184

## 【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-5-(3)}{(1)-9-(1)} \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{2-(3)}{5-(1)} \end{array} \right)$$

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	1,636	1,823	2,241	2,324	2,274
法非適用事業	2,088	2,120	2,149	2,164	2,181
計	2,074	2,110	2,151	2,169	2,184

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	-	2,798	1,758	1,455	2,215	2,423	3,220
法非適用事業	1,110	1,455	1,852	2,137	2,286	2,173	2,498
計	1,117	1,467	1,848	2,102	2,283	2,179	2,512

(2) 職員1人当たり有収水量 (m<sup>3</sup>)

$$\left( \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}} \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		233,887

## 【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-7-(5) \times 1,000}{(1)-9-(1)} \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{3-(4)}{5-(1)} \end{array} \right)$$

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	197,091	217,054	244,611	260,069	265,688
法非適用事業	217,117	222,130	228,254	228,461	232,968
計	216,478	221,964	228,707	229,322	233,887

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	-	326,640	295,232	127,312	239,307	213,997	349,037
法非適用事業	138,563	168,343	201,357	237,430	254,913	230,911	256,486
計	139,808	169,769	205,724	231,894	254,335	230,517	258,243

## (3) 職員1人当たり営業収益 (千円)

$$\left( \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		36,511

## 【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{\langle(2)-損-1-(1)\rangle - \langle(2)-損-1-(1)-イ\rangle}{(1)-9-(1)} \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{\langle 7-(1)-ア\rangle - \langle 7-(1)-ア-(イ)\rangle}{5-(1)} \end{array} \right)$$

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	34,745	37,364	41,000	43,093	48,162
法非適用事業	32,737	33,615	34,784	35,671	36,174
計	32,801	33,737	34,956	35,873	36,511

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	-	43,954	58,372	31,418	39,962	41,272	55,200
法非適用事業	21,865	25,480	31,940	39,089	37,631	34,310	40,355
計	22,097	25,646	33,169	38,703	37,717	34,472	40,637



## キ. 料金に関する指標

### (1) 給水原価 (円/m<sup>3</sup>)

当該団体	同規模団体	全国平均
		264.33

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \frac{\text{経常費用}-(\text{受託工事費}+\text{材料及び不用品売却原価}+\text{附帯事業費})}{\text{年間総有収水量}} \right)$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \frac{\text{総費用}-\text{受託工事費}+\text{地方債償還金}(\text{繰上償還分除く。})}{\text{年間総有収水量}} \right)$$

#### 【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \begin{array}{l} (1)-10-(11) \\ 4-(1) \end{array} \right)$$

#### 【指標の説明】

給水原価は、有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりどれだけ費用がかかっているかを表す。なお、平成 19 年度については補償金免除繰上償還による影響が大きいため、地方債償還金から繰上償還分を除き算出している（法非適用事業）。

#### 【傾向等】

給水原価は上昇傾向にある。給水人口規模の小さい事業で有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの費用が高くなっている。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	209.03	213.74	235.07	228.85	263.12
法非適用事業	223.34	238.86	249.64	261.66	264.37
計	222.93	238.06	249.21	260.64	264.33

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	266.52	156.55	252.49	376.26	252.00	340.54	237.46
法非適用事業	399.37	341.62	277.31	258.32	222.20	253.92	265.14
計	398.19	338.41	275.65	261.58	223.23	255.79	264.43

### (2) 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) $\left( \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}} \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		153.81

#### 【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \\ \text{法非適用事業} \end{array} \begin{array}{l} (1)-10-(10) \\ 4-(2) \end{array} \right)$$

#### 【指標の説明】

供給単価は、有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりどれだけ収益を得ているかを表す。

#### 【傾向等】

供給単価は上昇傾向にある。給水原価と比較すると、給水人口規模による差はないことから、給水人口規模の小さい事業ほど、費用を給水収益以外で賄っている部分が大きくなっていると考えられる。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	162.03	156.65	163.33	162.22	178.60
法非適用事業	147.88	148.54	149.87	152.18	152.99
計	148.29	148.80	150.27	152.49	153.81

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	186.11	132.23	196.18	244.27	165.71	185.98	154.93
法非適用事業	155.16	148.40	156.74	163.07	145.75	146.70	154.59
計	155.44	148.12	159.37	165.31	146.45	147.55	154.59

(3) 料金回収率 (%)  $\left( \frac{\text{供給単価}}{\text{給水単価}} \times 100 \right)$

当該団体	同規模団体	全国平均
		58.19

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(1)-10-(10)}{(1)-10-(11)} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{4-(2)}{4-(1)} \times 100 \end{array} \right)$$

【指標の説明】

料金回収率は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外の他の収入で賄われていることを意味する。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補っているような事業体にあつては、適切な料金収入の確保が求められる。

【傾向等】

料金回収率は下降傾向にある。給水人口規模の小さい事業で比率が低くなっている。

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	77.51	73.29	69.48	70.88	67.88
法非適用事業	66.21	62.19	60.04	58.16	57.87
計	66.52	62.51	60.30	58.50	58.19

給水人口	1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001	
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	69.83	84.46	77.70	64.92	65.76	54.61	65.24
法非適用事業	38.85	43.44	56.52	63.12	65.60	57.77	58.30
計	39.04	43.77	57.82	63.20	65.60	57.68	58.46

## ク. 費用に関する指標

【指標の説明】

料金収入と比較した場合の各費用の比率を示した指標である。費用構成比及び有収水量1m<sup>3</sup>当たりの費用と合わせて分析を行うことで、効率化を図るべき費用項目を把握することができる。なお、平成19年度については補償金免除繰上償還による影響が大きいため、地方債償還金から繰上償還分を除き算出している（法非適用事業）。

【傾向等】

企業債利息対料金収入比率及び職員給与費対料金収入比率は、低金利と職員数の減少を背景として、おおむね下降傾向にあるが、その他の指標はおおむね上昇傾向にある。給水人口規模の小さい事業で比率が高くなっており、給水人口規模の小さい事業は、施設利用率や導送配水管使用効率が悪く、投下資本の回収が困難なためと考えられる。

(1) 企業債償還元金対料金収入比率 (%)

$$\left( \frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		63.1

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(2)-\text{資}-2-(2)-\text{ア}}{(2)-\text{損}-1-(1)-\text{ア}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{8-(2)-\text{イ}}{7-(1)-\text{ア}-(\text{ア})} \times 100 \end{array} \right)$$

区分	年度				
	15	16	17	18	19
法適用事業	26.3	25.1	32.8	35.5	47.6
法非適用事業	41.2	47.6	54.7	61.4	63.7
計	40.8	46.8	54.0	60.6	63.1

区分	給水人口						
	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	33.1	26.9	42.4	56.0	28.1	68.8	54.3
法非適用事業	86.0	84.5	71.1	57.7	53.7	61.3	63.6
計	85.4	83.6	68.7	57.6	52.7	61.5	63.3

(2) 企業債利息対料金収入比率 (%)

$$\left( \frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		35.7

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{(2)-\text{損}-2-(2)-\text{ア}-(\text{うち企業債利息})}{(2)-\text{損}-1-(1)-\text{ア}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{7-(2)-\text{イ}-(\text{ア})-i}{7-(1)-\text{ア}-(\text{ア})} \times 100 \end{array} \right)$$

区分	年度				
	15	16	17	18	19
法適用事業	25.3	26.9	26.6	26.2	26.9
法非適用事業	38.0	37.5	37.0	36.8	36.0
計	37.6	37.2	36.7	36.4	35.7

区分	給水人口						
	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	1.8	14.6	18.8	42.5	20.0	41.3	30.2
法非適用事業	45.3	46.1	35.0	32.9	30.9	36.7	37.1
計	44.8	45.6	33.7	33.3	30.5	36.8	36.9

(3) 企業債元利償還金対料金収入比率 (%)

$$\left( \frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		98.8

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad \frac{\langle(2)-\text{資}-2-(2)-\text{ア}\rangle + \langle(2)-\text{損}-2-(2)-\text{ア}-(\text{うち企業債利息})\rangle}{(2)-\text{損}-1-(1)-\text{ア}} \times 100 \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{\langle 8-(2)-\text{イ} \rangle + \langle 7-(2)-\text{イ}-(\text{ア})-i \rangle}{7-(1)-\text{ア}-(\text{ア})} \times 100 \end{array} \right)$$

区分	年度				
	15	16	17	18	19
法適用事業	51.5	52.0	59.4	61.7	74.5
法非適用事業	79.2	85.1	91.7	98.2	99.8
計	78.4	84.0	90.7	97.0	98.8

区分	給水人口						
	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	34.9	41.4	61.2	98.5	48.1	110.1	84.6
法非適用事業	131.3	130.6	106.1	90.6	84.6	97.9	100.6
計	130.3	129.2	102.4	90.9	83.2	98.3	100.2

(4) 職員給与費対料金収入比率 (%)

$$\left( \frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100 \right)$$

当該団体	同規模団体	全国平均
		20.0

【算出式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{法適用事業} \quad (3)-17-(11) \\ \text{法非適用事業} \quad \frac{\langle 7-(2)-ア-(ア) \rangle + \langle 8-(2)-ア-うち職員給与費 \rangle}{7-(1)-ア-(ア)} \times 100 \end{array} \right)$$

年度	15	16	17	18	19
法適用事業	22.0	20.6	19.2	18.1	15.3
法非適用事業	21.5	21.1	21.1	20.6	20.1
計	21.5	21.1	21.0	20.6	20.0

給水人口		1,001	2,001	4,001	5,001	7,001	10,001
区分	~1,000	~2,000	~4,000	~5,000	~7,000	~10,000	~
法適用事業	-	11.8	13.1	16.9	18.3	17.7	15.5
法非適用事業	28.1	27.1	20.6	19.1	19.2	22.1	18.9
計	27.8	26.8	20.0	19.0	19.2	22.0	18.8